

度会町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)



2025年3月
度会町

はじめに

この度、度会町では 2050 年までの温室効果ガス排出削減量を実質ゼロとするための方向性や具体的目標、対策などを定めた計画の「度会町地球温暖化対策実行計画(以下、当計画)」を策定しました。

遡ること、2021 年 4 月には、多気町、大台町、明和町、大紀町、紀北町との6町合同で、「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明しました。

また、令和6年6月には、環境省が全国で少なくとも 100 地域を選定する「脱炭素先行地域」に、三重県で初めて選定され、脱炭素ドミノの全国モデルとなるべく、大きな一歩を始めました。

このことを契機に、これまでの取組はもとより、住民の皆様、事業者の皆様とともに、更なる脱炭素に向けた歩みを加速させていく所存です。

最後に、当計画で定めている町の将来像である「カーボンニュートラルでつながり みらいにつなげる わたらいふ」を達成させるには、住民の皆様や事業所の皆様との協力・連携が不可欠です。

これからも皆様のご支援をいただきながら、当計画を皆様とともに推進し、明るい未来を創造していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

度会町長 中村 忠彦



目 次

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	4

第2章 地球温暖化対策をめぐる動向

1. 地球温暖化とは	6
2. 国際社会の主な動向.....	8
3. 国・県・本町の主な動向.....	9

第3章 本町の温室効果ガス排出・吸収量 などの状況

1. 地域特性.....	17
2. 温室効果ガス排出量	26
3. 温室効果ガス吸収量	28
4. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル	29

第4章 本町の将来像と基本方針

1. 将来像	32
2. 基本方針	35

第5章 町域における地球温暖化対策（区域施策編）

1. 温室効果ガス排出量削減目標	37
2. 目標達成に向けた施策.....	39
3. ロードマップ	48
4. 脱炭素先行地域における取組	49

第6章 本町の事務・事業に関する地球温暖化対策(事務事業編)

1. 対象とする範囲.....	52
2. 温室効果ガス排出量の現状	53
3. 基本方針と目標	54
4. 目標達成に向けた取組.....	56

第7章 計画の推進体制と進行管理

1. 推進体制.....	58
2. 進行管理.....	58

用語集

本編中の「＊」が付いている単語は、用語集にて説明を記載しています。

第 1 章

計画の基本事項

1.計画策定の目的	2
2.計画の位置付け	2
3.計画の対象	3
4.計画の期間	4

1. 計画策定の目的

「度会町地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)」は、地球温暖化対策の推進にあたり、住民や事業者、町(行政)の各主体の役割を明確にし、温室効果ガス排出量の削減目標と目標達成のための施策や取組の詳細を示すことを目的としています。

2. 計画の位置付け

(1) 法的根拠

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」として位置付けられた計画です。

(2) 位置付け

本計画は、町全域の温室効果ガス排出量の削減に加え、本町の環境・経済・社会を巡る様々な地域課題の同時解決を目指すために、「第7次度会町総合計画」や「6町共同ゼロカーボン宣言」をはじめとした、様々な計画との整合を図ります。また、国や県の環境エネルギー政策の動向との整合を図るとともに、SDGs*(持続可能な開発目標)の理念を視野に入れた施策を定めます。

本計画は「区域施策編」と「事務事業編」から構成され、「区域施策編」は本町全域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減などを推進するための総合的な事項を、「事務事業編」は本町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減などを推進するための措置を定めるものとします。

なお、「事務事業編」は、2018 年に「度会町地球温暖化防止実行計画」として既に策定していましたが、本計画で「区域施策編」と統合しました。

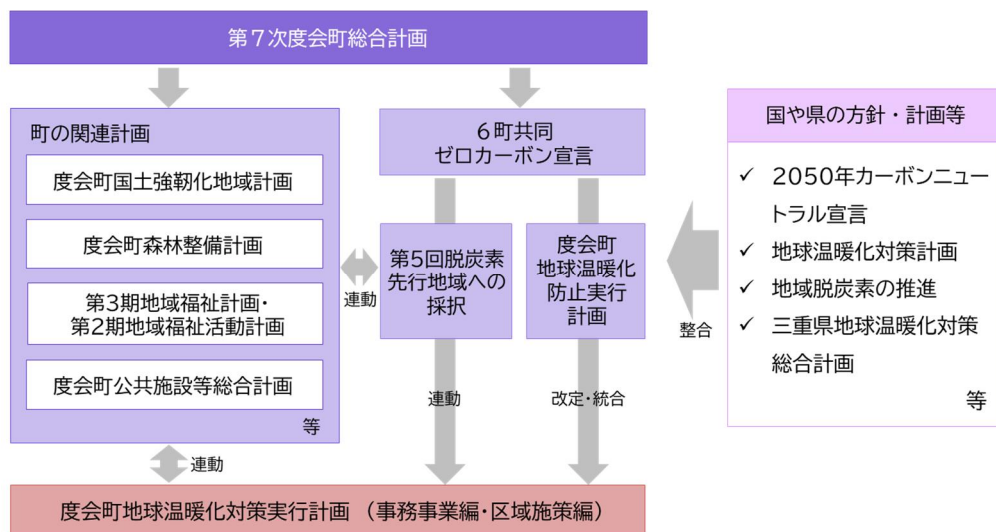


図 1-1 本計画の位置付け

3. 計画の対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている7種類の温室効果ガスのうち、町全体の温室効果ガス排出量における対象は、日本の温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)のみとします。

また、事務事業に関する温室効果ガス排出量における対象は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)とします。なお、パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふっ化硫黄(SF₆)については、漏洩量及び廃棄量などの確認が困難なため対象外とします。三ふっ化窒素(NF₃)については、事務事業編の算定対象外です。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	概要	対象とする温室効果ガス	
		区域施策編	事務事業編
二酸化炭素(CO ₂)	電気、灯油、ガソリンなどの使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。	○	○
メタン(CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵などから排出される。また、自動車の走行や一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立てなどからも排出される。	—	○
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用などによって排出される。	—	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時などに排出される。	—	○
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造・溶剤などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出される。	—	—
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備の絶縁ガス、半導体の製造などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時などに排出される。	—	—
三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	—	—

(3) 対象とする範囲

本計画において温室効果ガス排出量の削減を目指す部門・分野は、以下のとおりです。

表 1-2 対象とする部門・分野

対象ガスの種類	部門・分野		説明
エネルギー起源 CO ₂	産業 部門	製造業	製造業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出。
		建設業・ 鉱業	建設業・鉱業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出。
		農林水産業	農林水産業における工場・事業所のエネルギー消費に伴う排出。
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、いずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。
	運輸 部門	旅客自動車	旅客自動車におけるエネルギー消費に伴う排出。
		貨物自動車	貨物自動車におけるエネルギー消費に伴う排出。
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物 分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴う排出。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」

4. 計画の期間

本計画の期間は 2030 年度までの 6 年間とし、本計画の実施状況や社会情勢などの変化により必要に応じて見直しを行います。

温室効果ガス排出量の基準年度は政府の「地球温暖化対策計画」（2021 年 10 月改定）にしたがって、2013 年度とします。

第2章

地球温暖化対策をめぐる動向

- 1.地球温暖化とは……………6
- 2.国際社会の主な動向……………8
- 3.国・県・本町の主な動向……………9

1. 地球温暖化とは

(1) 地球温暖化とは

地球の表面は太陽から地球に降り注ぐ光で温められています。温められた熱の一部は、大気中の二酸化炭素(以下、「CO₂」という。)をはじめとする温室効果ガスに吸収されて、地球上に残ります。大気中の温室効果ガスの量が適度なら、地球全体の気温はほどよく保たれます。

ところが近年では、産業活動などが活発になったことで、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し熱の吸収量が増加しています。その結果、地球全体の気温が上がり始めており、これが「地球温暖化」と呼ばれるものです。

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された「気候変動に関する政府間パネル」の報告書によると、世界の平均気温は約 100 年前と比較して、1.09℃上昇しています。また、今後さらに温室効果ガス濃度が上昇すると、今世紀末までに最大 3.3～3.7℃の気温上昇が予測されています。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターHP「温暖化とは? 地球温暖化の要因と予測」

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム(左)
世界平均気温の観測と予測(右)

(2) 気候変動による影響

地球温暖化は、気温の上昇といった気候変動だけではなく、真夏日や猛暑日の増加による健康被害の増加、海水温上昇に伴う豪雨災害の頻発などにより、私たちの生活へ大きな影響を与えています。

三重県においても、2024年8月に発生した台風10号による大雨被害などをはじめとした様々な気象災害が発生しており、今後もこのような地球温暖化の進行に伴った被害が増加すると予想されています。



出典：中日新聞「津で記録的大雨、8月の観測史上最大 台風10号、9月1日まで「警報級」の可能性」

図 1-2 台風10号による農作物への被害(2024年8月)



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP「気候変動による将来の主要なリスク」

図 1-3 気候変動による将来の主要なリスク

2. 国際社会の主な動向

(1) 持続可能な開発に向けた世界共通目標(SDGs)

2015 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、世界共通の持続可能な開発目標(SDGs)として 17 の目標が設定されました。17 の目標の中には、「エネルギー」や「気候変動」に関連する目標も含まれています。

SDGs の設定を受けて、再生可能エネルギーの活用も世界的な広がりを見せています。その影響から、国はもちろん、市町村や事業者のエネルギーや環境配慮に対する姿勢が変わりつつあります。



出典：国際連合広報センター

図 1-4 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

(2) 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)

COP とは、「Conference of the Parties」の略で、「締約国会議」と訳されます。気候変動に関する課題を解決するために、2023 年 10 月時点で 198 か国・地域が締結・参加しています。

2015 年に開催された COP21 では、2020 年以降の気候変動に関する国際的な枠組である「パリ協定」が採択され、「異常気象など気候変動による悪影響を最小限に抑えるために、産業革命前からの気温上昇幅を、2℃を十分下回る水準で維持することを目標とし、さらに 1.5℃に抑える努力をすること」が掲げられました。

また、2024 年に開催された COP29 では、主に「途上国が気候変動対策を行うための資金」について討議されましたが、「世界全体で再生可能エネルギーを 3 倍にし、エネルギー効率を 2 倍にすること」などの歴史的な合意もなされました。

3. 国・県・本町の主な動向

(1) 国の主な動向

1) 2050 年カーボンニュートラル宣言と地球温暖化対策計画の改定

政府は、2020 年 10 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

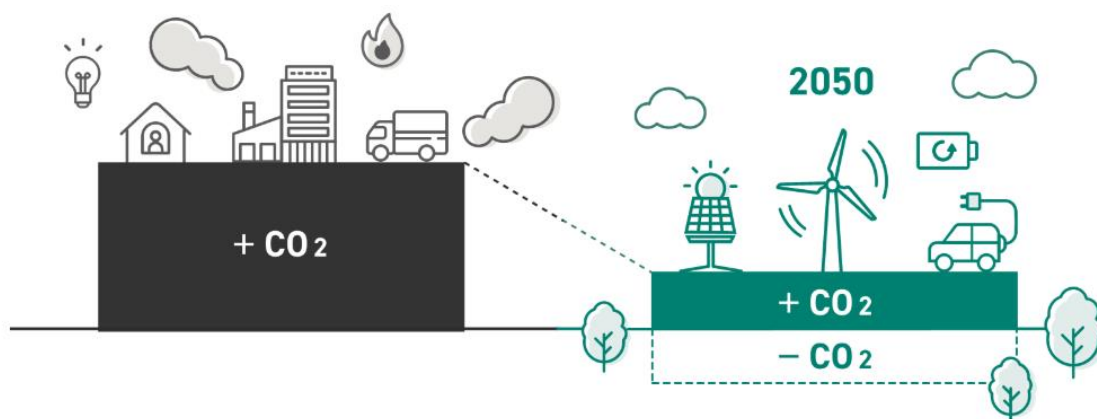
2021 年 4 月には、「2030 年には 2013 年度比で温室効果ガス排出量 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦する」ことを表明し、同年 10 月にその表明内容を反映する形で「地球温暖化対策計画」が改定されました。

コラム①

カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にするということです。「排出を全体としてゼロ」というのは、温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理などによって植物が吸収する「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルを達成するためには、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出量の削減に加えて、森林などの吸収源の保全や強化を実施する必要があります。



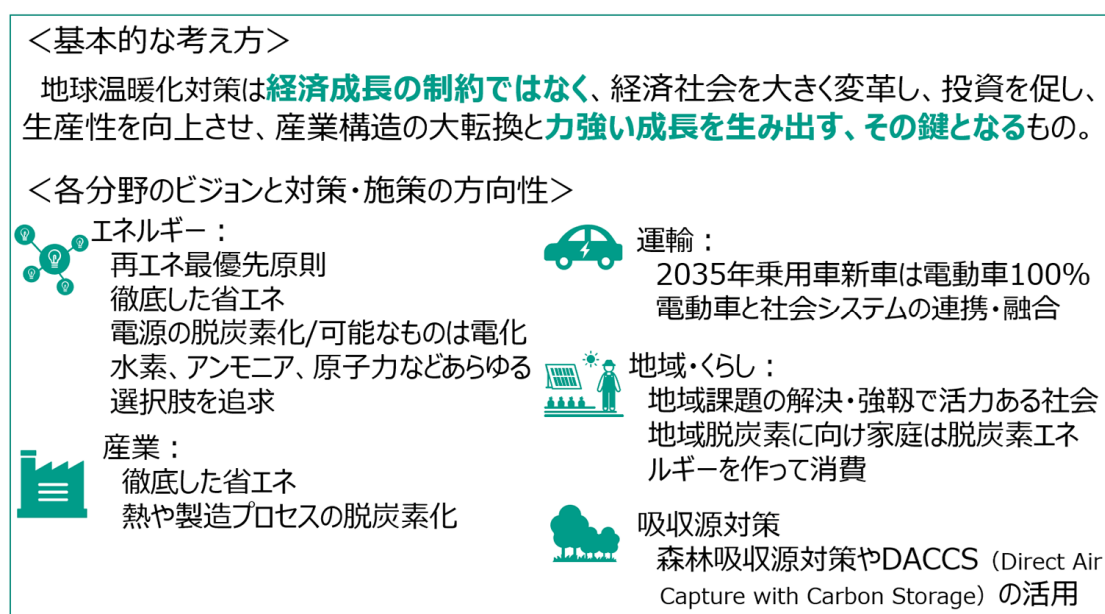
出典：環境省脱炭素ポータル HP「カーボンニュートラルとは」

図 1-5 カーボンニュートラルのイメージ

2) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

「2050 年カーボンニュートラル実現」の宣言を受け、2021 年 10 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

この長期戦略は、パリ協定の規定に基づき策定するもので、「地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるもの」という考え方の下、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた基本的な考え方やビジョンなどを示しています。



出典：環境省脱炭素ポータル「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」

図 1-6 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要

3) 第 6 次エネルギー基本計画の策定

2021 年 10 月に、エネルギー政策の基本的な方向性を示す「第 6 次エネルギー基本計画」が策定されました。

2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、電源構成に占める石炭火力の割合を 19%程度にまで減らし、再生可能エネルギーの割合を 36～38%程度にまで増やすことが明記されています。安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時達成するという考え方を基に、特に再生可能エネルギーに関しては、2050 年における主力電源化を徹底し、最優先の原則で取り組み、国民の負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしています。

(2) 三重県の主な動向

1) ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～

2019 年 12 月に、脱炭素社会の実現に向けて県が率先して取り組む決意として 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。

また、この取組を三重県全体での取組へとつなげていくため、「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げました。産官学などが連携したプラットフォームである「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」では、具体的な事業・取組の実施、検証などを行い、オール三重で脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことを目指しています。



出典：三重県 HP「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」

図 1-7 ミッションゼロ 2050 みえ推進チームのイメージ

2) 三重県地球温暖化対策総合計画の改定

2021 年の「地球温暖化対策計画」改定を受け、より高い目標を設定することを目的として、2023 年 3 月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を改訂しました。

新たな計画では、2030 年度の県域における温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比で、それまでの計画の目標であった 30%から 47%に引き上げ、再生可能エネルギーの導入促進などの取組を進めています。また、県の事務・事業においても、削減目標をそれまでの計画の目標であった 40%から 52%に引き上げ、県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入や建築物の ZEB*化などの取組を県が率先して実施しています。

(3) 本町の上位・関連計画や主な取組

1) 第7次度会町総合計画の策定

本町は2021年に「第7次度会町総合計画《2021～2030》」を策定し、「みらい わたらい わかち愛 ～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」を将来像とし、基本構想及びその実現に向けた基本計画(前期基本計画:2021年～2026年度)を定めました。「まちの魅力を活かし、すべての住民が元気に輝けるまち」、「『ここに住みたい』と、選ばれるまち」を目指し、近隣市町と力を合わせ、実効性のある行政運営を進めていくこととしています。

第7次総合計画の基本目標の中では、脱炭素社会に向けた目標を設定しています。省エネルギー活動への取組促進や自然エネルギーの活用などを受けて、環境と経済、社会の統合的向上による持続可能な社会の構築を目指しています。

2) 6町共同「ゼロカーボンシティ*」宣言

2021年4月に、度会町・多気町・大台町・明和町・大紀町・紀北町の6町では、将来にわたって健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、2050年までに6町の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現することを宣言しました。

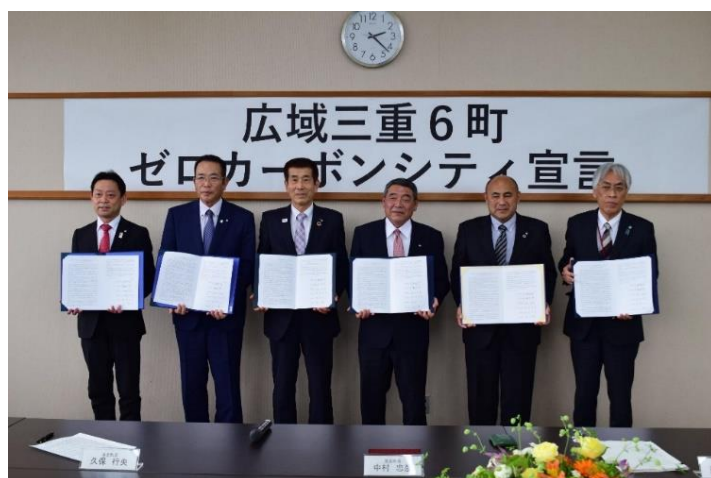


図 1-8 広域三重6町ゼロカーボンシティ宣言

3) 三重県広域連携スーパーシティ推進協議会

三重県多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町の6町で、高齢化や過疎化、観光振興、防災など地域の社会課題の解決を目的に、「三重県広域連携スーパーシティ推進協議会」を設立しました。

協議会内では9つの分科会を設立・運営しており、そのうちの1つに、6町のゼロカーボンシティ実現に向けた取組の推進を目的として「ゼロカーボン分科会」を設置しています。

4) 本町の地球温暖化対策に関するこれまでの取組

① 「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」の実施

「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」とは、海洋ごみの回収や発生を抑制するために、町と事業者などが連携した取組を実施し、広く展開することを目的とした事業です。2024年6月に本町は「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」の実施自治体に選ばれました。

事業の一環として、2024年7月・10月には、度会小・中学校と連携し「資源ごみ分別マイスター養成講座」を実施しました。ごみの減量化やプラスチック発生抑制などについては、このような取組を今後も町内事業者などと連携・実施することで、幅広い世代へ推進していきます。



出典：中日新聞「伊勢湾のごみ、度会から減らす！環境省の推進事業採択、海に面さぬ自治体では全国初」

図 1-9 度会小学校で行われた資源ごみ分別マイスター養成講座の様子

コラム②

海のない度会町で海洋ごみについて考える理由

本町では、台風や大雨時に、多くの流木やごみが河原などに流れつきます。中には多くのペットボトルやプラスチックごみが存在しており、私たちの生活から出たごみが、河川を通じて海へと流れ込んでいる可能性があります。

海洋ごみ問題は、たとえ内陸部の本町であっても、一人一人が海洋ごみ問題を認識し、消費行動やライフスタイルを見直していく必要があります。



出典：中日 BIZ ナビ「海洋ごみ減で県境超え連携東海3県が計画素案」

図 1-10 海洋ごみが発生する過程

② 本町で発電した再生可能エネルギーを「ふるさと納税返礼品」として活用

本町は北西からの強い風が年間を通じて吹いており、三重県内でも有数の風力発電に適した地域です。本町には南勢地域初の大型風力発電所「度会ウィンドファーム」があり、年間に約 30,000 世帯分を発電しています。

この電力は再生可能エネルギーとして家庭や公共施設で使用するだけでなく、ふるさと納税の返礼品として提供しています。



出典：コスモエコパワー株式会社 HP

図 1-11 度会ウィンドファーム

③ その他の取組

上記の取組のほか、県や近隣自治体、町内の事業者や住民と連携し、様々な取組を実施してきました。主な取組を以下に記載します。

表 1-1 本町の地球温暖化対策に関する取組(1/2)

分類	取組内容
廃棄物	【学校教育】 ・小中学校を対象に、度会町美化センターでの体験学習などを通してごみの分別やごみ問題に関する学ぶ機会を設けています。
	【住民への啓発】 ・度会町ごみ収集日程カレンダー、町広報紙、町ホームページ、ごみ分別アプリなどにより、ごみ減量や資源化への理解と協力を働きかけています。 ・ごみ分別アプリとして「さんあ〜る®」を配信しています。ごみ出しの日程やごみの捨て方の情報を、スマートフォンから気軽に確認することができます。
	【企業との協働事業】 ・コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と三重県伊勢市、明和町、玉城町、度会町とペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定を締結し、同市町の家庭から回収された使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」協働事業を行っています。 ・住友電気工業と本町にて、プラスチックごみ削減・CO ₂ リサイクル事業連携協定を締結し、回収した CO ₂ でまちをつくるカーボンリサイクルを目指し、小学校への環境学習をはじめとする取組を行っています。 ・コスモエネルギーホールディングス株式会社と本町で、「クリーン・キャンペーン in わたらい」が、「宮リバー度会パーク」をメイン会場に開催され、地球環境の保護と保全のために呼びかけるイベントを行いました。

表 1-2 本町の地球温暖化対策に関する取組(2/2)

分類	取組内容
再生可能エネルギー	【三重県との取組】 ・三重県太陽光発電設備など共同購入事業の協力市町村として参加しています。
	【支援事業】 ・本町では再生可能エネルギーの利用促進を図るため、個人が住宅の屋根などに設置する太陽光発電設備などに対して、補助金を交付しています。 ・本町では電気自動車(EV)などを購入された方を対象として、度会町電気自動車など購入費補助金を交付しています。
吸収源保全	【企業との協働事業】 ・三重県の条例に基づいた緑化計画の一環として、県、企業、森林所有市町の三者協働で植樹活動を行う「企業の森」を、横浜ゴム株式会社と本町が締結しています。それにより森の創生や水源の確保を行い、CO ₂ 削減、防災、生物の保護に取り組んでいます。
	【三重県との取組】 ・三重県が交付している「みえ森と緑の県民税」を活用し、本町では「森林環境教育推進事業」、「流倒木撤去事業」、「木材とふれあう場づくり推進事業」などの事業を実施しています。
気候変動対応策	【熱中症対策】 ・本町庁舎では、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、クーリングシェルター(指定暑熱避難所)として開放しています。

第3章

本町の温室効果ガス排出・吸収量 などの状況

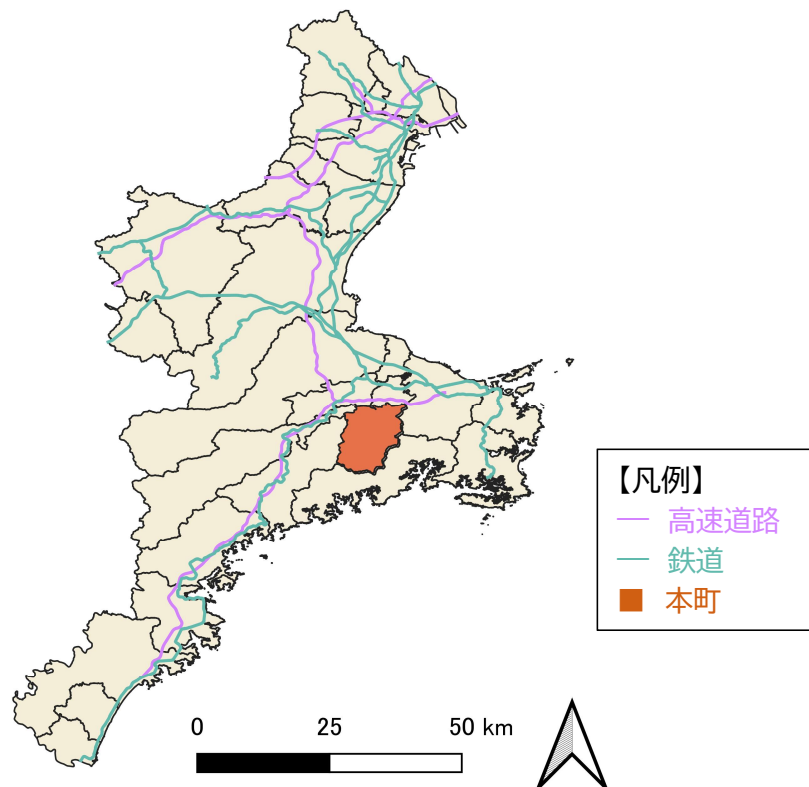
- 1.地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 2.温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・26
- 3.温室効果ガス吸収量・・・・・・・・・・28
- 4.再生可能エネルギー導入ポテンシャル・・・29

1. 地域特性

(1) 位置・地勢

本町は三重県の南部、伊勢志摩地方に位置し、東西約 10.5km、南北約 18.5km、町の総面積は約 134.97km² で、伊勢市・大紀町・大台町・玉城町・多気町・南伊勢町に隣接しています。大台ヶ原を源流とする清流「宮川」、その支流である一之瀬川などの河川流域において、耕地・集落が立地しているのが特徴となっています。「古事記」や「日本書紀」に地名が記される歴史深い土地であり、倭姫伝説などの名所が数多く残っています。

また、伊勢市や松阪市といった都市圏とのアクセスの良さから、通勤・通学や買い物などの生活全般にわたって、都市部とのつながりが深くなっています。しかし、本町内に鉄道は開通しておらず、主な移動手段はバスや自家用車となります。



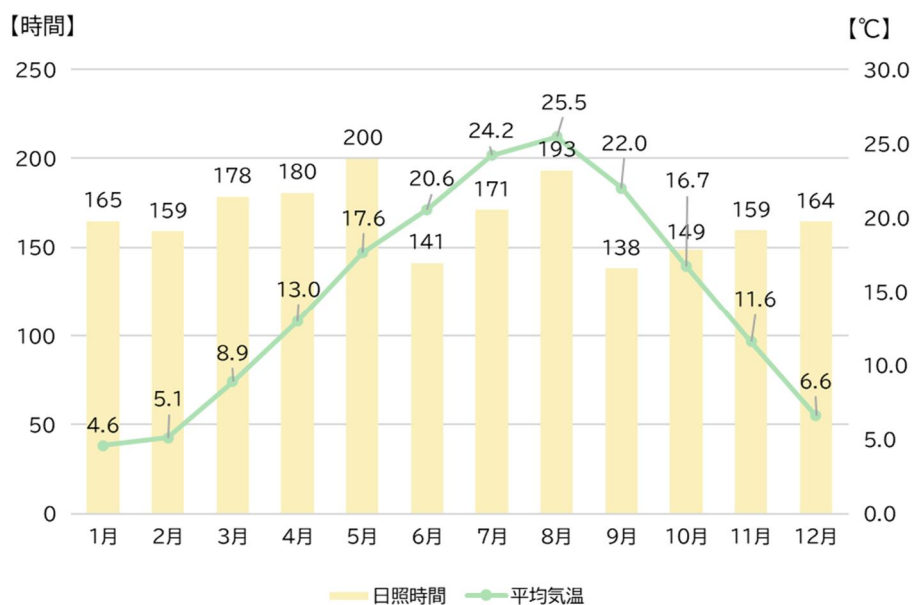
出典：国土交通省「国土数値情報：行政区域（山形県）、鉄道（ライン）」

図 1-1 本町の位置図

(2) 気候

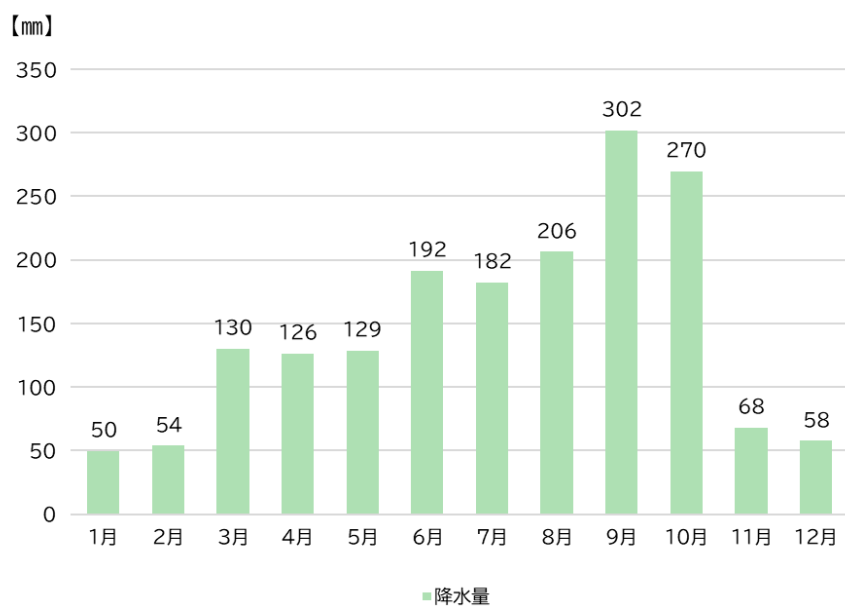
本町は表日本型の東海式気候に属し、年間を通じ比較的温かく過ごしやすい気候です。日照時間は、梅雨の時期となる6月と台風が多い時期となる9月には特に低くなりますが、その他の月は月合計150～200時間の範囲内と、比較的大きな高低差がないのが特徴です。

一方で、年間降水量は非常に多く、特に9月は台風の通過などにより降水量が多くなっています。



出典:気象庁(小俣アメダス気象観測所データ)(2013年～2023年)

図 1-2 日照時間・平均気温

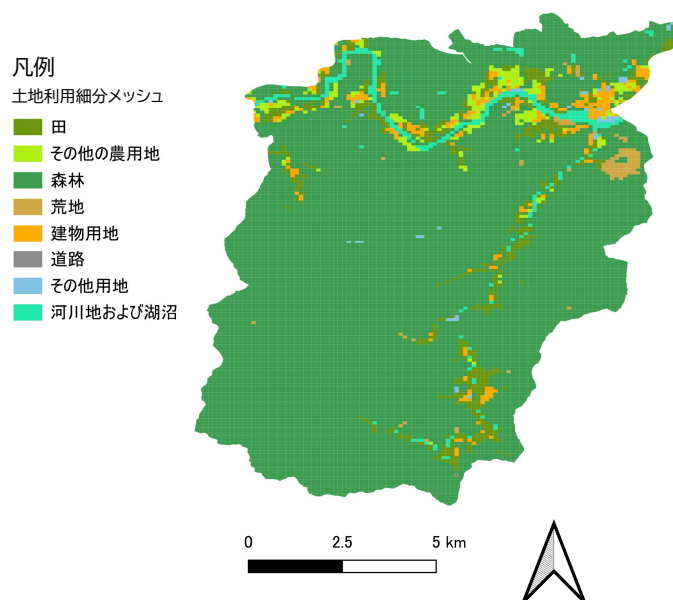


出典:気象庁(小俣アメダス気象観測所データ)(2013年～2023年)

図 1-3 降水量

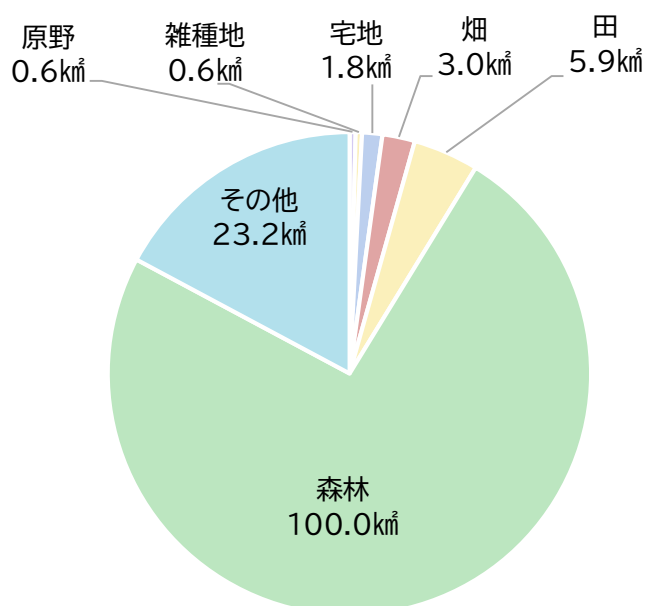
(3) 土地利用

本町の土地利用状況としては、森林が 74%と最も割合が高く、次いで田が 4%を、畑が 2%を占めています。宮川の両脇を中心に農園地や建物用地が分布し、その他の土地のほとんどが森林であることが分かります。



出典：国土交通省「国土数値情報：土地利用細分メッシュデータ」

図 1-4 土地利用割合(2016 年)

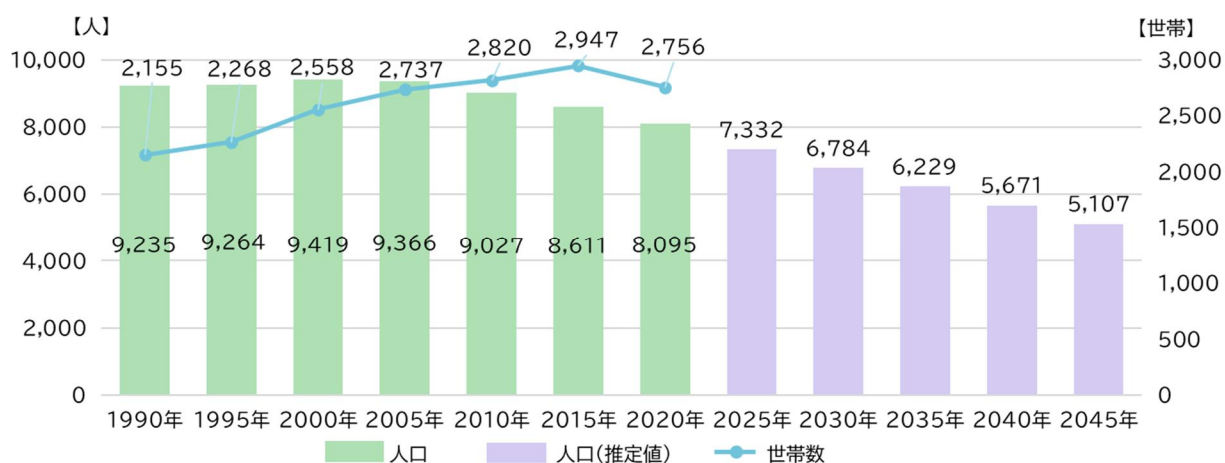


出典：度会町「地目別土地台帳面積」

図 1-5 土地利用割合

(4) 人口・世帯数

本町の人口は、2020年3月時点で8,095人であり、2000年以降は減少傾向が続いています。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は2045年には5,107人と、2020年の人口から37%の減少が予想されています。世帯数は、1990年から2015年の25年間は増加傾向でしたが、2020年から減少しています。



出典：住民基本台帳(1990年～2020年)、国立社会保障・人口問題研究所(2025年～2045年)

図 1-6 人口及び世帯数の推移と将来推計

また、本町では2021年3月に「第2期人口ビジョン」を策定し、まちの魅力向上や移住・定住施策などの人口減少防止策を実施することで、人口減少の影響軽減に努めています。人口減少対策を講じない場合、2060年時点の推計人口は約3,800人ですが、本町は人口約5,000人の達成を目標としています。

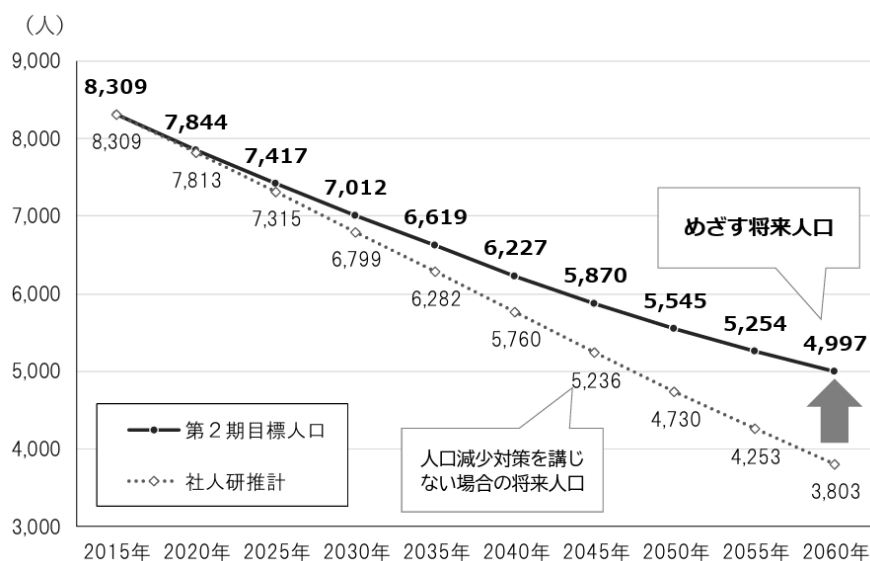
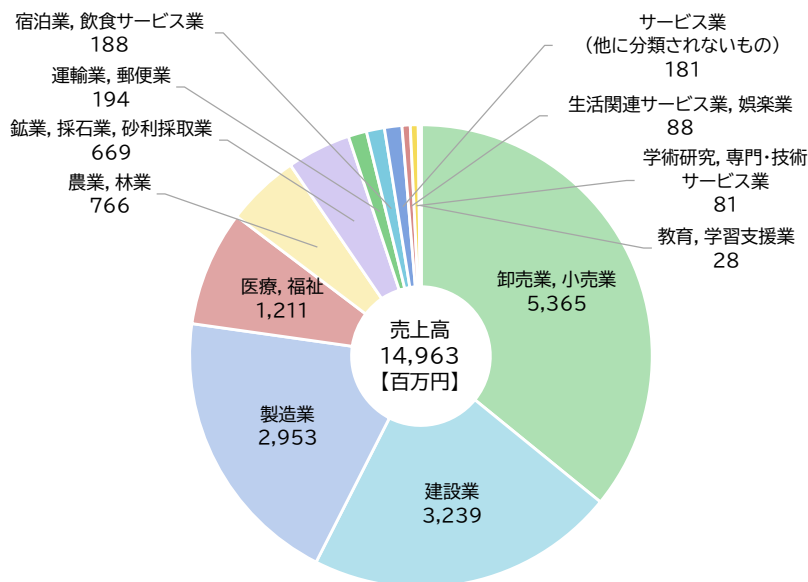


図 1-7 人口ビジョンによる人口将来推計

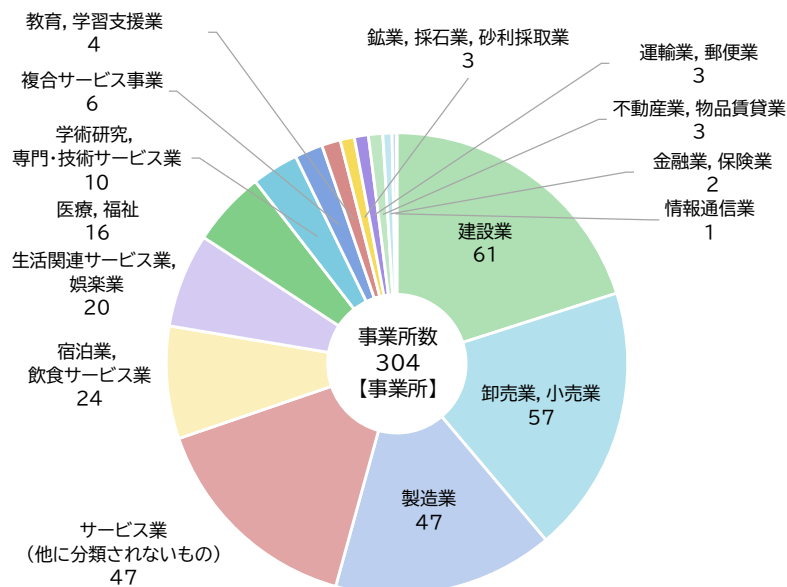
(5) 産業

本町の産業別の売上高は、卸売業・小売業が最も大きく占め、次いで建設業、製造業の順となっています。また、事業所数は、建設業が最も多く、次いで卸売業・小売業、製造業となっています。



出典: RESAS - 地域経済分析システム「2016 年産業大分類別に見た事業所と従業者数(事業所単位)、産業別売上高」

図 1-8 産業別の売上高(2021 年)



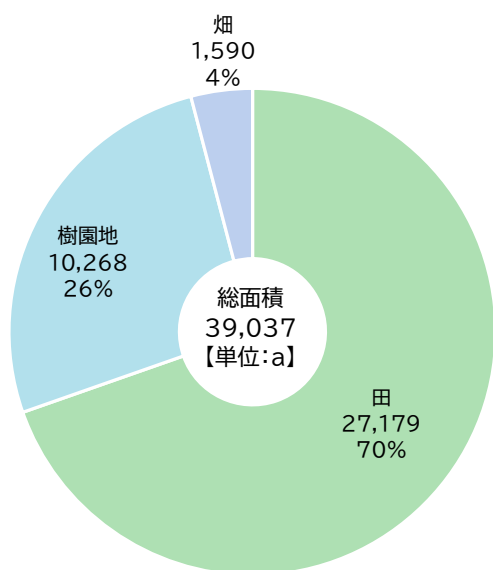
出典: RESAS - 地域経済分析システム「2016 年産業大分類別に見た事業所と従業者数(事業所単位)、産業別売上高」

図 1-9 産業別の事業所数(2021 年)

1) 農業

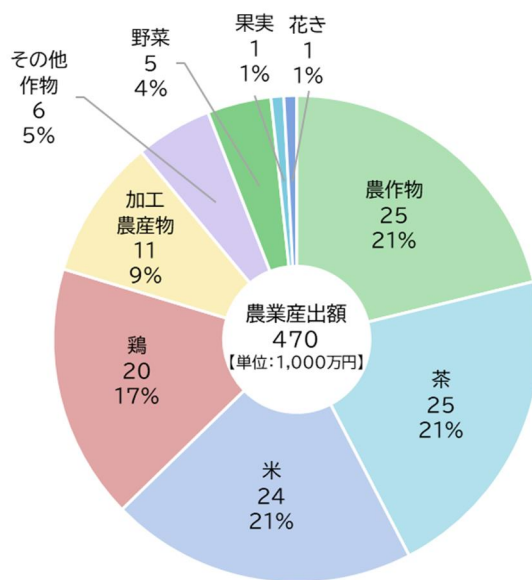
本町では、約 400ha ある経営耕地面積のうち、70%が田、26%が樹園地、4%が畑として利用されています。農業産出額推計値では、農作物、茶、米がそれぞれ 21%ずつ占めており、伊勢茶のブランドを有するお茶の栽培をはじめ、米、野菜などといった、自然の恵みを活かした農作物を主力作物として生産しています。

農業経営体数は、2005 年から 2020 年にかけて年々減少傾向であり、2020 年には 271 経営体と、2005 年と比較して約 22%まで減少しています。



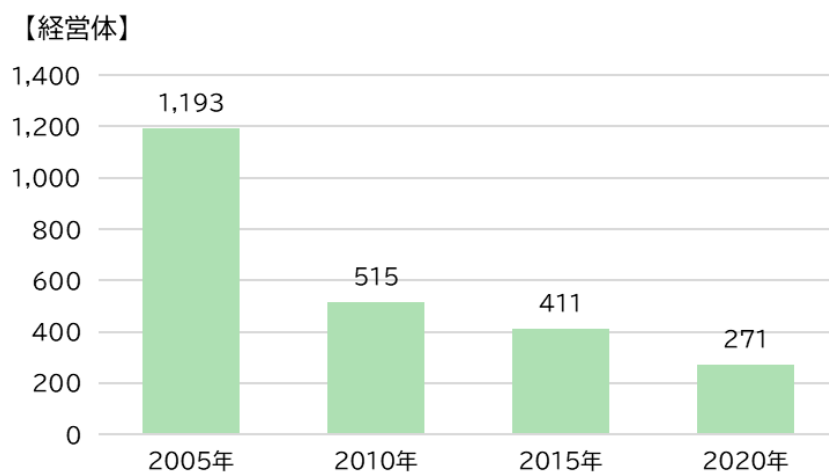
出典:農林水産省「2020 年農林業センサス」

図 1-10 経営耕作面積の割合(2020 年)



出典:農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

図 1-11 農業産出額推計値(2022 年)



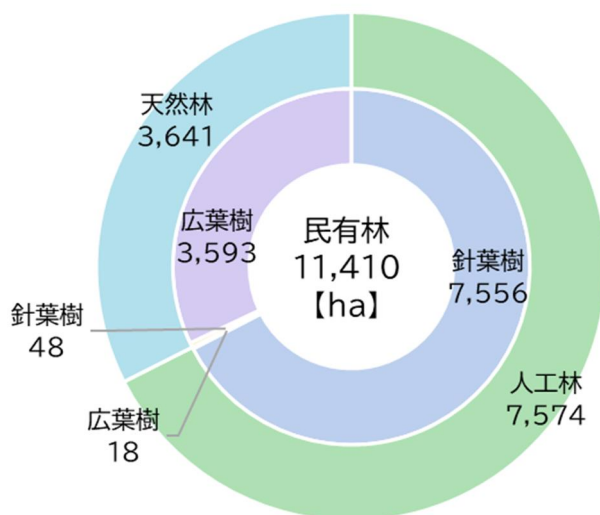
出典:農林水産省「農林業センサス」

図 1-12 農業経営体数(2005-2020 年)

2) 林業

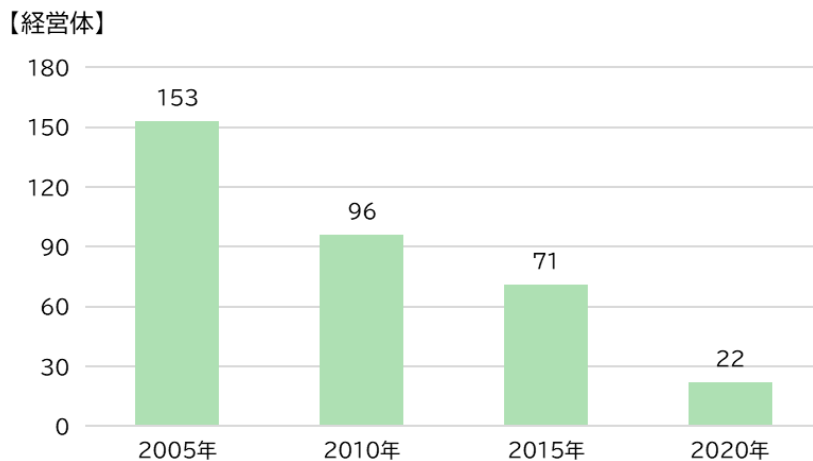
本町の森林は 100%民有林であり、人工林が約 7 割を占めています。人工林では針葉樹が、天然林では広葉樹が多くの面積割合を占めています。

林業経営体数は、2005 年から 2020 年にかけて年々減少傾向であり、2020 年には 22 経営体と、2005 年と比較して約 14%まで減少しています。



出典：三重県「森林・林業統計書(2022 年)」

図 1-13 森林の面積と内訳(2022 年)



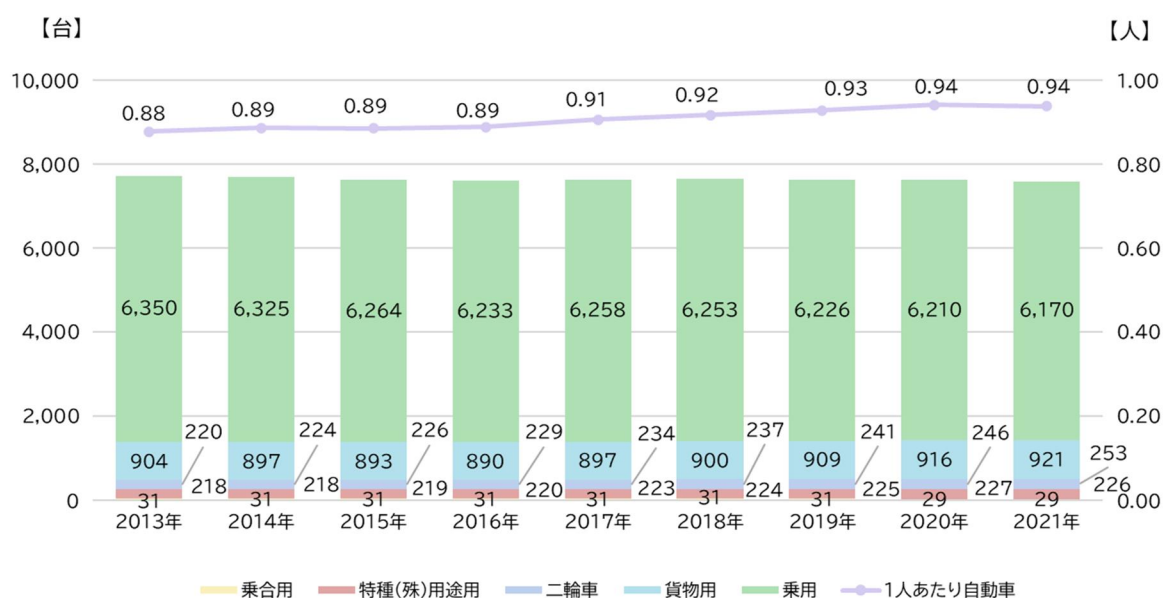
出典：農林水産省「農林業センサス」

図 1-14 林業経営体数(2005-2020 年)

(6) 交通

本町の車両台数の総数は、2013 年度から 2020 年度にかけておおむね横ばいの傾向です。車両の内訳では、貨物用や二輪用が増加している一方で、乗用が減少しています。

また、1 人当たりの自動車台数は増加しています。



出典：三重県「三重県勢要覧」

図 1-15 本町の車両台数の推移

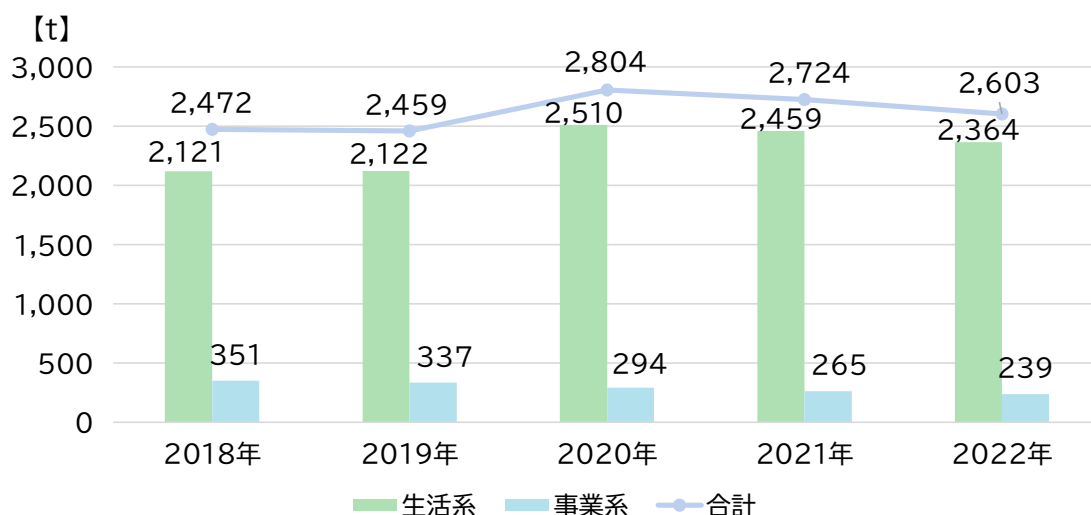
表 1-1 本町の車両台数の推移

項目	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
貨物用	904	897	893	890	897	900	909	916	921
乗合用	220	224	226	229	234	237	241	246	253
乗用	6,350	6,325	6,264	6,233	6,258	6,253	6,226	6,210	6,170
特種用途	218	218	219	220	223	224	225	227	226
二輪車	220	224	226	229	234	237	241	246	253
総数	7,722	7,696	7,632	7,602	7,642	7,645	7,632	7,628	7,599
1 人当たり自動車数	0.88	0.89	0.89	0.89	0.91	0.92	0.93	0.94	0.94

出典：三重県「三重県勢要覧」

(7) ごみ処理量

本町のごみ処理量の総数は、2018 年度から 2020 年度にかけては増加傾向であり、2020 年度以降はわずかに減少傾向です。ごみ処理量の内訳をみると、いずれの年度においても、家庭から出る生活系ごみの方が、事業所などから出る事業系ごみよりも約 5 倍処理されています。



出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

図 1-16 本町のごみ処理量の推移

表 1-2 ごみ処理量の推移(2018-2022 年)

【t】

区分	種別	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
生活系	燃やせる	1,687	1,713	2,085	2,046	1,964
	燃やせない	22	25	31	25	25
	資源※	317	290	290	297	290
	粗大	93	94	104	91	85
	計	2,121	2,122	2,510	2,459	2,364
事業系	燃やせる	351	337	294	265	239
	燃やせない	-	-	-	-	-
	資源※	-	-	-	-	-
	粗大	-	-	-	-	-
	計	351	337	294	265	239
合計		2,472	2,459	2,804	2,724	2,603

※町で回収している缶・びん・ペットボトルなど

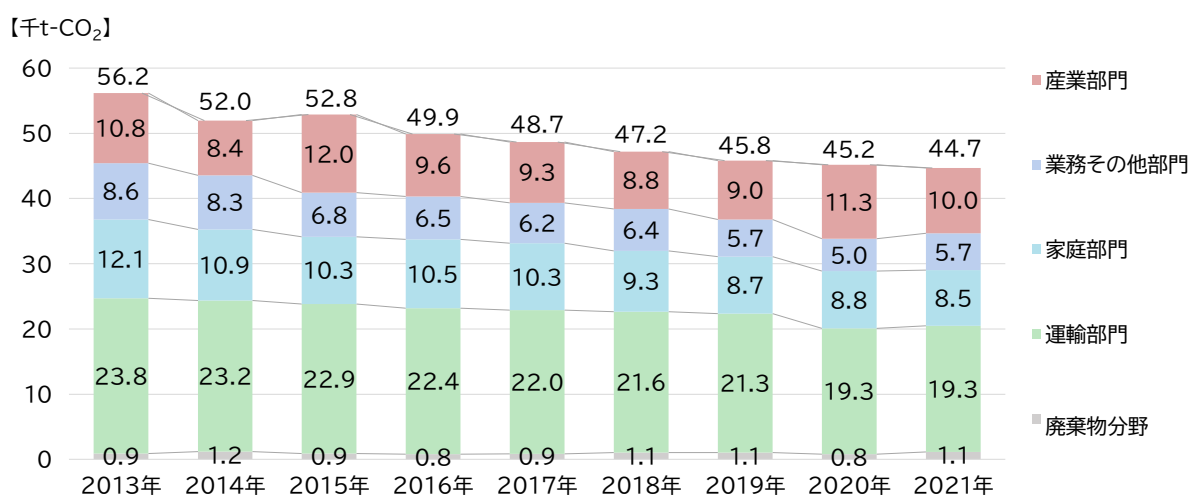
出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

2. 温室効果ガス排出量

(1) 現状の温室効果ガス排出量

本町の基準年(2013 年)度の温室効果ガス排出量は 56.2 千 t-CO₂、2021 年度の温室効果ガス排出量は 44.7 千 t-CO₂ です。2013 年度と比較して 2021 年度の温室効果ガス排出量は▲11.5 千 t-CO₂(▲21%)となっています。

部門別でみると、産業部門で▲0.8 千 t-CO₂(▲7%)、業務その他部門で▲2.9 千 t-CO₂(▲34%)、家庭部門で▲3.5 千 t-CO₂(▲29%)、運輸部門で▲4.5 千 t-CO₂(▲19%)とほとんどの部門で削減されている傾向がありますが、廃棄物分野は横ばいの傾向です。



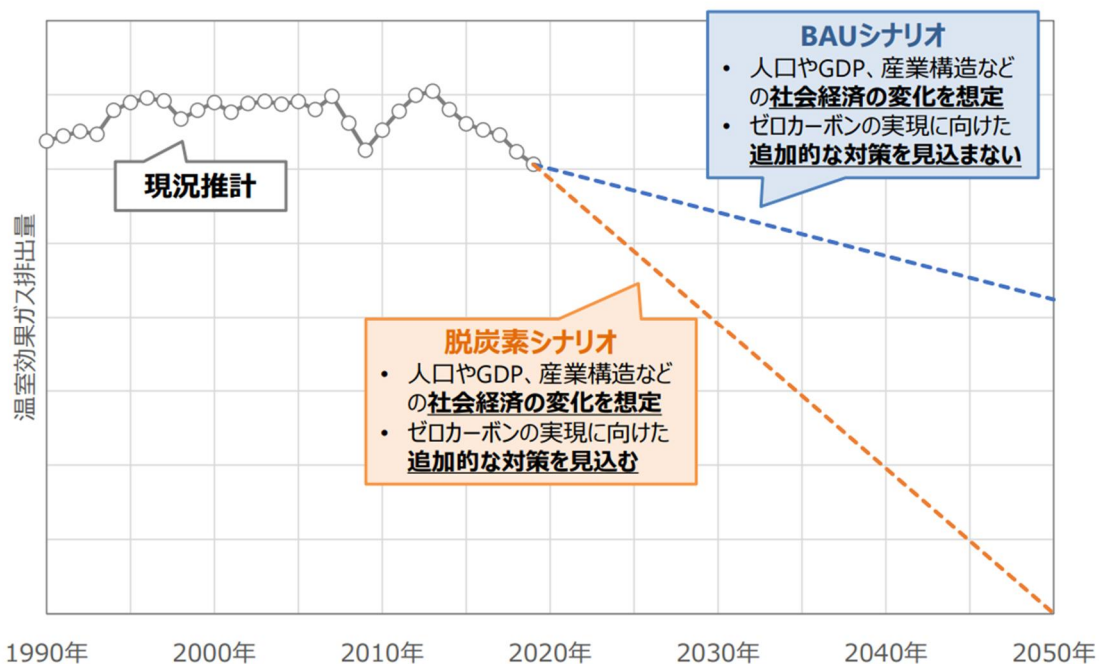
出典：環境省「自治体排出量カルテ」

図 1-17 温室効果ガス排出状況の推移

(2) 将来の温室効果ガス排出量(追加的な対策をしない場合)

温室効果ガス排出量の将来推計は、BAU(Business As Usual)シナリオと脱炭素シナリオのそれぞれの場合に分けて実施します。BAU シナリオとは、人口や経済など将来の活動量の変化は想定するものの、温室効果ガス排出量削減に向けた追加的な対策を行わないと仮定したシナリオです。脱炭素シナリオとは、BAU シナリオにおける活動量の変化に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた追加的な対策の実施を想定したシナリオです。

BAU シナリオと脱炭素シナリオを比較することで、カーボンニュートラルの実現に向けた追加的な対策により、どの程度の温室効果ガスが削減されるかを把握しやすくなるというメリットがあります。



参考：環境省「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」

図 1-18 BAU シナリオと脱炭素シナリオのイメージ

BAU シナリオ時の将来の温室効果ガス排出量は図 1-19 のとおりです。2030 年度は 41.9 千 t-CO₂(2013 年度比で▲27%)、2050 年度は 37.8 千 t-CO₂(2013 年度比で▲36%)と推計されました。

追加的な対策を実施しない限り、将来の温室効果ガス排出量は大きく減少しないことが分かります。

【千t-CO₂】

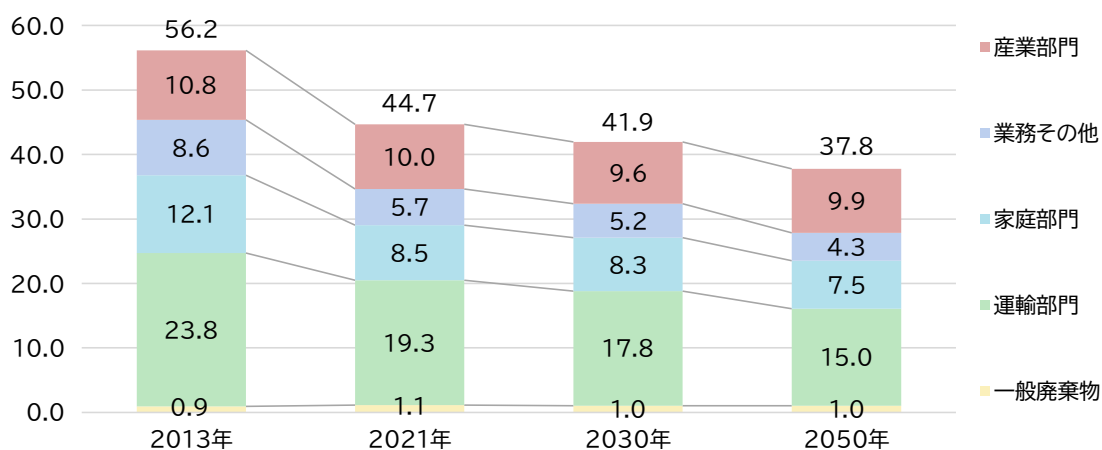


図 1-19 BAU シナリオ時の将来の温室効果ガス排出量の推移

3. 温室効果ガス吸収量

樹木は、成長する中で大気中の CO_2 を吸収し、幹や枝などに長期間にわたって蓄積する、いわば CO_2 の貯蔵庫として重要な役割を果たしています。日本全体の森林吸収量は、森林の高齢化や木材の需要の増加に伴う伐採の増加によって、近年減少傾向にあります。



出典：林野庁「森林吸収量について」

図 1-20 日本全体の森林吸収量の推移

三重県の統計情報を基に本町の森林吸収量を計算すると、30 千 t- CO_2 /年となりました。これは本町の 2021 年度の温室効果ガス排出量の約 67%に相当します。

コラム③

森林吸収量と林齢の関係

植樹後 11～40年までの若い木は CO_2 をよく吸収し、それ以降は年々 CO_2 吸収量が低下していきます。日本の人工林の多くは、戦後まもなくして植えられたもので、現在ちょうど40～50年経過しています。つまり、人工林の高齢化が進行する前に伐採して若い木を植えることが、森林吸収量の維持と適切な森林管理につながるのです。



出典：林野庁「森林吸収量について」

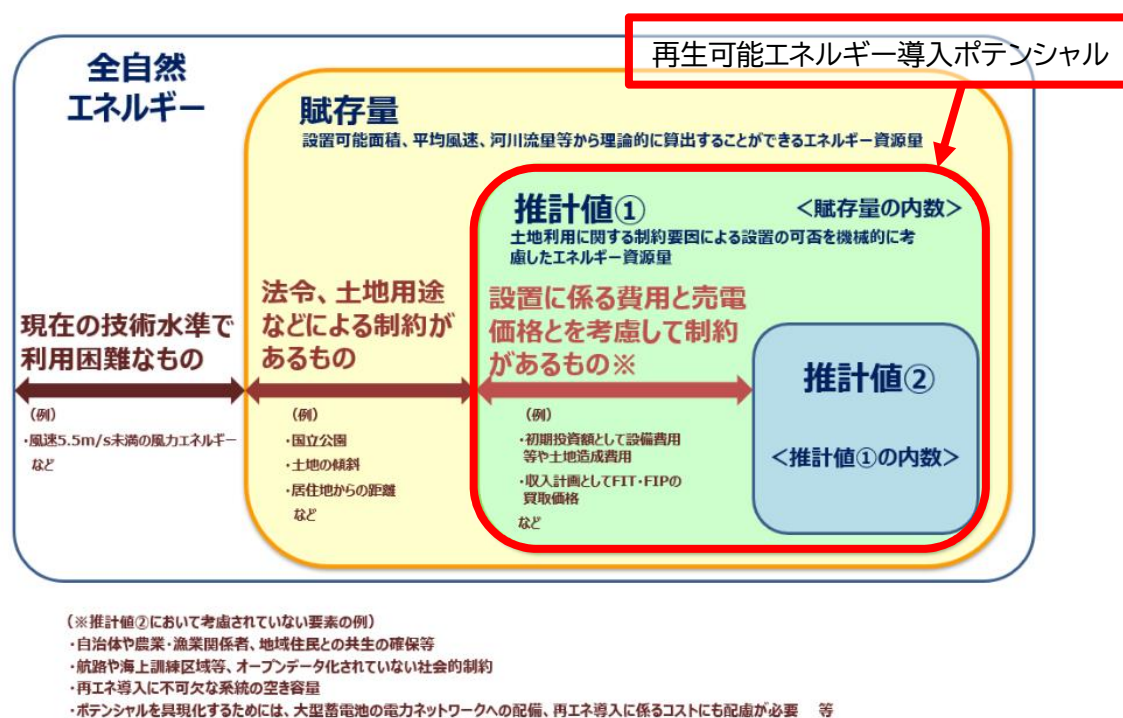
図 1-21 森林吸収量と林齢の関係

4. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギーとは、「太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」で、法令においては、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられています。

本町においては、風力発電事業である「度会ウィンドファーム」や、太陽光発電事業である「宮リバー度会ソーラーパーク事業」をはじめとし、既に再生可能エネルギーの積極的な活用が推進されています。また、2023年7月には、「2050年カーボンニュートラル 実現に向けた度会町地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定し、着実に再生可能エネルギーの普及に努めてきました。

再生可能エネルギー導入ポテンシャルとは、「エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量」のことをいいます。本計画では、本町の再生可能エネルギーを、既存の資料・文献などに基づき、再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて推計し、本町の中に再生可能エネルギー導入ポテンシャルがどの程度あるかを整理します。

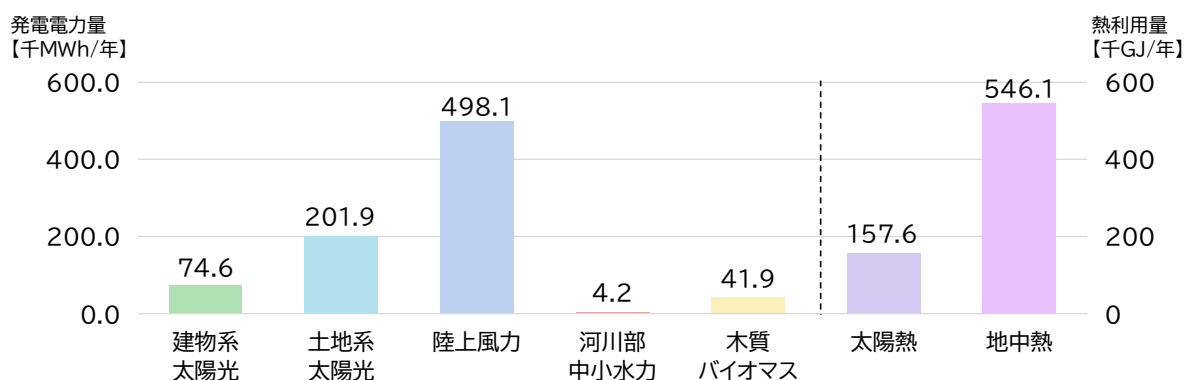


参考：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

図 1-22 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの定義

本町における再生可能エネルギー導入ポテンシャルを整理しました。最も導入ポテンシャルが高い電気として利用可能な再生可能エネルギーは、山岳部や海岸沿いへの導入を想定した「陸上風力」、次いで耕地や荒廃農地、ため池の水上などへの導入を想定した「土地系太陽光発電」でした。

また、熱として利用可能な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが、地中熱で 546.1 千 GJ/年、太陽熱で 157.6 千 GJ/年と豊富に存在しています。ただし、熱としてエネルギーを利用する場合には、電気と比較すると空調や給湯など用途が限定的となるため、利用方法を十分に検討する必要があります。



出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

※木質バイオマスについては別途算定。算定手法については参考資料に整理している。

図 1-23 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

表 1-3 再生可能エネルギー(電気)導入ポテンシャル

設備		容量【MW】	年間発電量 【千 MWh/年】
太陽光発電	建物系	54.4	74.6
	土地系	148.0	201.9
陸上風力発電		183.3	498.1
中小水力発電(河川部)		0.7	4.2
木質バイオマス発電		20.0	41.9
合計		406.4	820.7

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

※木質バイオマスについては別途算定。算定手法については参考資料に整理している。

表 1-4 再生可能エネルギー(熱)導入ポテンシャル

設備	熱利用量 【億 MJ/年】
地中熱	546,090
太陽熱	157,638
合計	703,728

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」

第4章

本町の将来像と基本方針

- 1.将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 2.基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

1. 将来像

(1) 町の資源・魅力と課題

第3章より、環境と経済・社会の2つに分けて町の特徴を表に整理しました。その結果、豊かな自然に恵まれてきた度会町では、自然を守りそして活かすといった「自然と共存する取組」が既に進められてきたことが分かります。

また、子育てや教育、福祉といった活動の中で形成されてきた、人と人とのつながりが地域の魅力である一方で、少子高齢化に伴う人口の減少や産業の衰退などを受け、まちの持続可能性が問われています。

表 1-1 本町の資源・魅力と課題

分野	資源・魅力	課題
環境	・豊かな森林・水資源(宮リバー度会パーク、わたらいセブンマウンテン) ・再生可能エネルギーの利活用が進んでいる(太陽光発電、風力発電) ・ごみの減量化や資源化に積極的に取り組んでいる(ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン、学校での講座の実施など)	・移動手段として自家用車を使用することが多いため、運輸部門の排出量が大きい ・南海トラフ地震への対策が急務
経済 社会	・農林業が盛ん(特にお茶の栽培が盛ん) ・暮らしやすいベッドタウン(自動車でのアクセスも良好) ・子育て・教育・福祉に力を入れている ・人と人とのつながりがつくられてきた ・周辺6町と連携したまちづくりによるDX*化	・少子高齢化とそれに伴う産業の衰退に伴い、耕作放棄地増加の可能性 ・働く場所をつくる(新規産業の創出) ・公共交通が不便

(2) 将来像

町の特徴を踏まえ、本計画で目指すべき将来像を以下のとおり設定します。

カーボンニュートラルでつながり みらいにつなげる わたらいふ

将来像を達成した 2030 年度の本町の様子を以下に記載します。

表 1-2 将来像を達成した 2030 年度の本町の様子

項目	内容
全体	・「カーボンニュートラル」という新しい考え方のもと、さらに町全体のつながりを強めることで、古きよきモノ・コトを大切にしつつ、新しい変化を取り入れています。 ・そのようなこのまちに、私たちや次の世代が「みらい」を感じ、「このまちにずっと住み続けたい」と思う気持ちを育んでいます。
生活	・遊休地を利用して再生可能エネルギー由来の電気をつくり、町内でその電気を地産地消することで、経済循環が生まれ、地域の雇用の創出につながっています。 ・電気自動車(EV)を含めた蓄電池の整備や、既存の電力系統を使用して地域全体で電気を融通し合う仕組みの構築によって災害レジリエンス*が強化され、住民が安心して暮らせる環境が整備されています。 ・住宅へ高性能省エネルギー設備を導入することで、快適な生活と家庭内の節約が両立されています。
交通	・公用車及び町営バスの EV 化と、EV 公用車を土日に住民や観光客などとカーシェアリング*することで、EV 乗車体験が EV 購入を検討する機会となり、町全体に EV の導入が広がっています。また、観光客が EV を使うことで観光の範囲が更に広がり、交流・関係人口が増加しています。 ・EV 充電ステーション*が整備され、町全体に EV の導入が広がっています。
教育	・子どもから大人まで、それぞれのステージに合わせた環境学習の機会を設け、脱炭素を通して町への想いを育みます。 ・スマートメーター*などから電力使用量の見える化と、データを活用したインセンティブ付与によって、自発的な環境意識行動が促進されています。
産業	・本町の自然を活かした体験型環境学習やエコツーリズム*によって、町外からの交流・関係人口の増加を見込みます。 ・本町にある豊富な森林が、「吸収源」や「木質バイオマス」、「バイオ炭*」として活用されています。資源循環の促進により健全な森林エコシステムが構築され、生物多様性が保持されています。 ・ソーラーシェアリング*による売電収益と農作物のブランド化によって、農業が活性化されています。



図 1-1 本計画における 2030 年の将来像

2. 基本方針

前項に示した本町の将来像を実現するために、次の4つの基本方針を掲げます。

1 事業者・住民の省エネルギー活動の促進

今後、町全体として温室効果ガスの排出量を削減していくためには、省エネルギーの推進が欠かせません。日々の活動から無駄なエネルギーの利用を減らし、設備や建物の省エネ更新、ZEB*・ZEH*改修を推進し、できる限り省エネルギー性能の高い機器やライフスタイルを選択することで、快適かつ地球に優しい行動を推進します。

2 再生可能エネルギーの利用促進

町内に豊富に存在する再生可能エネルギー最大限に活用して電気や熱をつくるとともに、マイクログリッド*の構築や大型蓄電池の導入を通して、平常時のエネルギーの地産地消だけでなく災害時や非常時にもエネルギーを使える仕組みを検討します。

3 環境負荷を減らす仕組みの整備

上記の①及び②の方針がより効果的になるような、公共交通や農林業分野での資源循環の仕組みなどといった、まちのなかの仕組みを整備します。また、仕組みづくりだけではなく、住民一人一人が自ら積極的にエネルギーについて興味を持ち、みんなで考え取り組むことができる環境を整備します。

4 循環型社会の形成

豊かな自然を守るために廃棄物や海洋ごみの削減を推進し、未利用資源の利用を推進します。町内企業などと連携し、来店者への啓発活動、ごみの減量化やプラスチックごみ発生抑制などについて、幅広い世代で取り組みます。

第5章

町域における地球温暖化対策 (区域施策編)

- 1. 温室効果ガス排出量削減目標……………37
- 2. 目標達成に向けた施策……………39
- 3. ロードマップ……………48
- 4. 脱炭素先行地域における取組……………49

1. 温室効果ガス排出量削減目標

本町では、政府の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を以下のとおり設定します。

また、2050年度に向けては、国の方針及び「広域三重6町ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、温室効果ガス排出量実質ゼロであるカーボンニュートラルの実現を目指すこととします。

2013年度の温室効果ガス排出量と比較して、
46%(30,448t-CO₂)の削減を目指します。

(1) 温室効果ガス排出量削減の考え方

BAU シナリオ時の将来の温室効果ガス排出量を踏まえ、2030年度の目標達成のために必要となる温室効果ガス削減量は、11,608t-CO₂、2050年度の目標達成のために必要な温室効果ガス削減量は、37,757t-CO₂となりました。

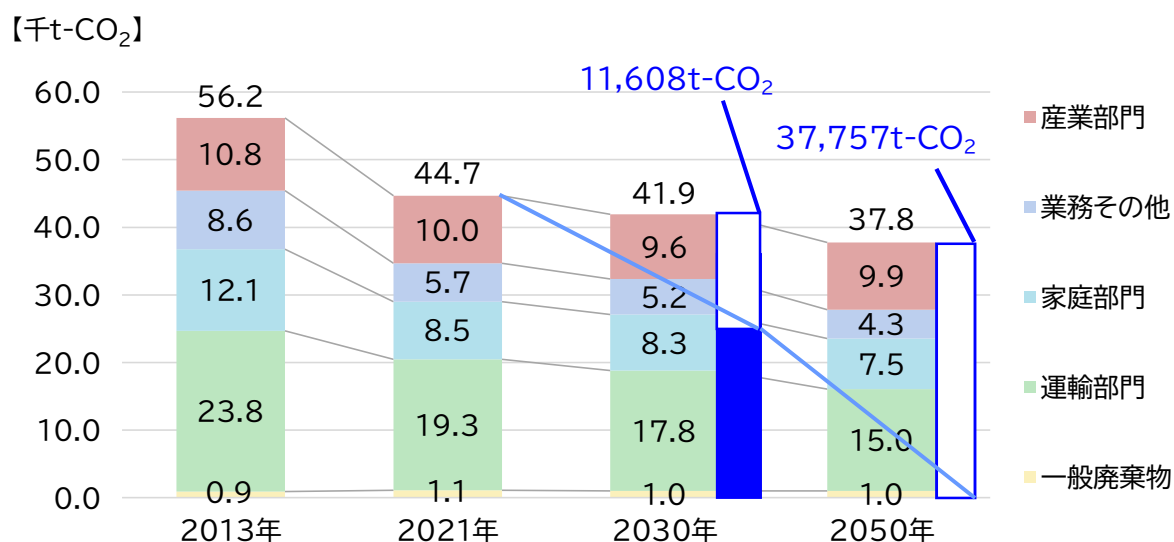


図 1-1 目標達成に向けた温室効果ガス排出量削減量のイメージ

表 1-1 目標達成に向けた温室効果ガス削減量

年度・項目		温室効果ガス排出量	2013 年度比
2013 年度	基準年度実績排出量	56.2 千 t-CO ₂ /年	—
2021 年度	最新年度実績排出量	44.7 千 t-CO ₂ /年	-20%
2030 年度	BAU シナリオ時の排出量	41.9 千 t-CO ₂ /年	-25%
	目標排出量(2013 年度比で 46%削減)	30.5 千 t-CO ₂ /年	-46%
	目標達成のために必要な排出削減量	11.6 千 t-CO ₂ /年	—
2050 年度	BAU シナリオ時の排出量	37.8 千 t-CO ₂ /年	-33%
	目標排出量 (2013 年度比で 100%削減)	0 千 t-CO ₂ /年	-100%
	目標達成のために必要な排出削減量	37.8 千 t-CO ₂ /年	—

※四捨五入により、小計と合計の値は必ずしも一致しない。

(1) 部門別の温室効果ガス排出量削減目標

(1)の考え方を踏まえ、部門別の温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

表 1-2 部門別の温室効果ガス排出量削減目標

項目	2013 年度 温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	2030 年度 温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	削減量 (千 t-CO ₂)	削減率
産業部門	10.8	6.7	4.1	-38%
業務その他部門	8.6	3.5	5.2	-60%
家庭部門	12.1	4.1	8.0	-66%
運輸部門	23.8	15.5	8.3	-35%
一般廃棄物分野	0.9	0.8	0.1	-14%
合計	56.2	30.5	25.7	-46%

※四捨五入により、小計と合計の値は必ずしも一致しない。

2. 目標達成に向けた施策

本計画では、4つの基本方針に対して12の取組を整理しました。取組は、計画期間(2025年～2030年度)の中で取り組むべき事項を示すものとします。また、各基本方針について、各主体が担うべき役割及び進捗評価指標を整理しました。

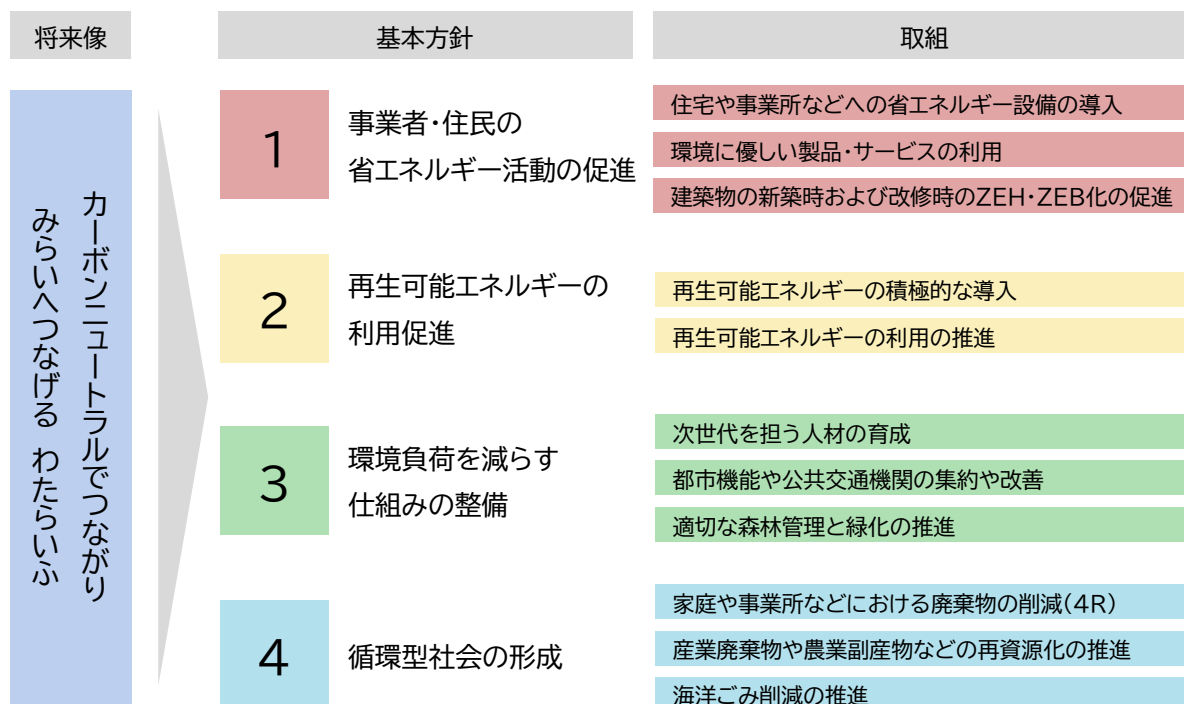


図 1-2 将来像に向けた基本方針と取組

基本方針1 事業者・住民の省エネルギー活動の促進

取組①-1 住宅や事業所などへの省エネルギー設備の導入

温室効果ガス排出量を削減する上で、再生可能エネルギーによる過大な発電設備を作らないために、施設の省エネルギー化も推進する必要があります。事業所や商業施設、公共施設における設備の買換え時には、省エネルギー性能の高い設備を選択することで、光熱費を安く抑えるとともに省エネルギー化を推進します。

取組①-2 環境に優しい製品・サービスの利用

環境に配慮した製品やサービスの利用を促進します。また、環境配慮型の商品開発による地域振興を図ることで、エシカル*な観光需要の呼び込みも同時に実現します。

取組①-3 建築物の新築時及び改修時のZEH*・ZEB*化の促進

公共施設や住宅などの建築物の新築及び改修時に、省エネルギー設備の導入と、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの導入を推進することで、ZEH・ZEB 基準を満たす建築物を目指します。

取組①－4 建物の断熱改修などの省エネルギー改修

断熱性の高い建物は、冷暖房効率が向上することはもちろん、空調設備のない部屋でも一定の温湿度が保たれ、快適性が向上します。設備の省エネルギー改修に加えて、建物の断熱性を見直すことで、相乗効果が期待されます。

○基本方針1における各主体の役割

行政

- ・省エネルギー診断を受けるとともに、診断結果に基づく省エネルギー改修を実践します。
- ・公共施設に省エネルギー性能設備を導入します。
- ・度会町役場庁舎などをはじめとした既存公共施設の ZEB*改修を行います。
- ・事業者や住民が省エネルギー設備を導入する際に活用可能な補助事業の交付を検討します。

事業者

- ・中長期の温室効果ガス削減目標を設定し、自社の排出削減に取り組みます。
- ・省エネルギー診断を受けるとともに、行政の支援制度などを活用しながら、診断結果に基づく省エネルギー活動や省エネルギー改修を実践します。
- ・事業所や商業施設などの新築及び増改築時は、省エネルギー性能の高い建物とします。
- ・環境配慮型の製品やサービスを開発・販売します。
- ・製品・サービスによる温室効果ガス排出削減に関連する情報を提供します。
- ・サプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減に努めます。

住民

- ・家電などの買換え時には省エネルギー性能の高い設備を購入します。
- ・新築時には断熱性能の高い住宅を選択します。
- ・環境に配慮した製品やサービスを選択・購入します。
- ・COOL CHOICE*などから、日常の中で脱炭素型ライフスタイルへの転換を心掛けます。

○基本方針1における進捗評価指標

表 1-3 基本方針1における進捗評価指標

項目	現在 (2024 年度時点)	2030 年度
公共施設の ZEB 化・省エネルギー化	0 施設	6 施設
民間施設への省エネルギー化に関する間接補助交付	0 件	2 件

事例①

LED 照明に更新した場合の節約効果

省エネルギー効果が期待される LED 照明ですが、消費電力量が抑えられると同時に、節約効果も期待できます。LED 照明が白熱電球や蛍光灯と比較してどれほどお得になるのか計算してみました。

消費電力が 36W の白熱電球と、6.4W の LED 電球を比較すると、
(1 日 8 時間点灯、契約しているプランの従量料金単価を 28 円/kWh と仮定)

■白熱電球 1 年間の電気代約 2,943 円/年

$$0.036(\text{kWh}) \times 8(\text{時間}) \times 365(\text{日}) \times 28\text{円/kWh} = 2,943 \text{ 円/年}$$

■LED 電球 1 年間の電気代約 523 円/年

$$0.0064(\text{kWh}) \times 8(\text{時間}) \times 365(\text{日}) \times 28\text{円/kWh} = 523 \text{ 円/年}$$

白熱電球を 1 つ LED 電球に変更すると、1 年間で約 2,420 円の電気代節約となります。

基本方針2 再生可能エネルギーの利用促進

取組②-1 再生可能エネルギーの積極的な導入

公共施設や住宅、事業所などの建物に、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。また、木質バイオマス発電やソーラーシェアリング、耕作放棄地を利用した太陽光発電などに再生可能エネルギーを導入することで、地域産業の活性化などへの貢献にもつながります。

取組②-2 再生可能エネルギーの利用の促進

再生可能エネルギーの導入・利用を促すことを目的として、PPA*モデルなどの民間活力の利用促進や地域新電力会社*設立によるエネルギーの地産地消、再生可能エネルギー由来の電力を供給する EV 充電ステーション*の整備などを実施します。また、既存の配電システムを活用したマイクログリッドを構築し、大型蓄電池と EMS*(エネルギーマネジメントシステム)により再生可能エネルギーの効率的な需給管理を行うとともに、災害時のレジリエンス*強化を図ります。

○基本方針2における各主体の役割

行政

- ・所有している公共施設及び公有地に太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備を設置します。
- ・事業者・住民の円滑な導入に向け、PPA モデルなどの周知・普及に向けた取組を行います。
- ・町内の事業所で製造、供給された木質チップを利用した木質バイオマスボイラーの拡大や木質バイオマス発電設備の導入を目指します。
- ・公共施設電力契約を再生可能エネルギー由来の電気に切り替えます。
- ・マイクログリッドの構築と併せて、大型蓄電池や EMS* の導入を検討します。
- ・公共施設に EV 充電ステーションを整備します。
- ・官民連携で地域の資源を活用した地域新電力会社* を設立します。

事業者

- ・RE100*などを踏まえ、太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池などの再生可能エネルギー設備を導入・利用します。
- ・官民連携で地域の資源を活用した地域新電力会社を設立します。
- ・農地内にソーラーシェアリングを導入します。

住民

- ・太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池などの再生可能エネルギー設備を導入・利用します。
- ・電力契約を再生可能エネルギー由来の電気に切り替えます。

○基本方針2における進捗評価指標

表 1-4 基本方針2における進捗評価指標

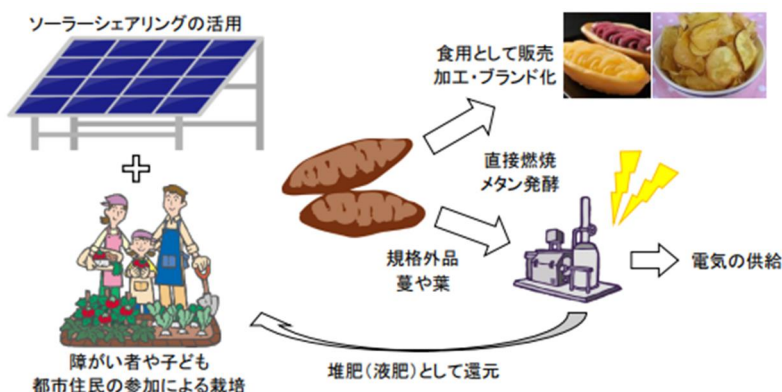
項目	現在 (2024 年度時点)	2030 年度
PPA モデルを活用した公共施設への太陽光発電設備の導入	0 施設	9 施設
住宅への太陽光発電設備導入に関する間接補助交付	0 件	167 件
ソーラーシェアリング実施件数	0 件	3 件
木質バイオマス発電設備の導入	0 件	1 件

事例②

再生可能エネルギーの地産地消と経済循環の促進

官民連携によって設立された新電力会社と福祉事業者が連携し、ソーラーシェアリングを活用した農福連携事業に取り組んでいる事例があります。

ソーラーシェアリングの架台の下では、障がい者や子どもなどの住民が芋の栽培を行います。生産された芋はブランド化させて販売し、規格外品やつるや葉をバイオマス発電の原料として活用します。発電した電気は、公共施設や市内企業などに電力供給することで地産地消します。地域の資源を活用し、社会参画機会の創出により経済循環を促進します。



出典：滋賀県湖南市「第二次湖南市地域自然エネルギー 地域活性化戦略プラン」

図 1-3 ソーラーシェアリング活用例

事例③

再生可能エネルギーの導入による防災力の強化

2024 年 1 月に発生した能登半島地震の際に、太陽光発電や蓄電池が非常用電源として機能し地域に貢献しました。地震による停電発生時、市役所庁舎に太陽光発電や蓄電池を設置していたことで、庁内で必要な電力を供給できました。また、避難所である小学校へ向かう道路に太陽光発電を備えた街路灯を設置したことで、夜でも円滑な避難誘導が可能となりました。

再生可能エネルギーの導入は脱炭素の面だけでなく、地震などの災害時に非常用電源として利用できるなど災害対策の面で大きな役割を果たします。



出典：環境省「再エネ等を導入することで災害時に役立った事例 ー令和 6 年能登半島地震ー」

図 1-4 公共施設における太陽光発電（左）とソーラー街路灯（右）の設置状況

基本方針3 環境負荷を減らす仕組みの整備

取組③-1 次世代を担う人材の育成

自ら率先して脱炭素行動をとり、様々な形で情報を発信できる人材を育成します。地域内外に向けた脱炭素の取組を紹介するセミナーの実施や、小中学生向けの体験型の課外学習、脱炭素行動をとった事業者や住民に対してインセンティブを付与することで、脱炭素行動を促進します。

取組③-2 都市機能や公共交通機関の集約や改善

公用車や町営バスのEV化を推進するとともに、公用車については週末などにカーシェアリング*することで、都市機能や公共交通機関を集約し、交流・関係人口の増加や、観光産業などの収益増加、新たな雇用の創出などを図ります。

取組③-3 適切な森林管理と緑化の促進

森林経営計画などに基づき、間伐などを計画的に実施し、良好な森林環境を維持します。適切に伐採された木材は、木質バイオマス発電の原料や、炭素貯留のためのバイオ炭*としての活用を検討します。

○基本方針3における各主体の役割

行政

- ・事業者や住民が、日々の生活の中で取り組むことができる脱炭素に関する情報を提供します。
- ・地域林業で中心的な役割を担っている森林関係団体と協力して、森林管理を推進します。
- ・学校施設で脱炭素に関する体験型の課外学習を実施します。
- ・事業者や住民に対して電力使用量の削減などの、脱炭素への貢献が見える化し、脱炭素行動を促進します。
- ・公用車や町営バスをEV化し、週末などは公用車についてはEVシェアリングとして活用します。

事業者

- ・従業員への環境学習を実施します。
- ・事業所の敷地内の緑化などによる温室効果ガス吸収源対策などに取り組めます。
- ・適切な森林管理を行うため、計画的な間伐と植林、木材の加工、バイオマス発電所への供給を行います。
- ・社用車の買換え時には次世代自動車の購入を検討します。

住民

- ・地球温暖化問題への理解をさらに深め、自ら積極的に現在の行動様式の変革や行動変容に取り組めます。
- ・地球温暖化対策に関する議論に積極的に参画・意見表明します。
- ・多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ*・ウォームビズ*などの身近な場面での取組を

基本方針4 循環型社会の形成

取組④-1 家庭や事業所などにおける廃棄物の削減(4R)

4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を意識し資源循環を推進します。住民がごみを分別しやすくなる仕組みづくりや、家庭や事業所から排出される廃棄物の再資源化を推進します。

取組④-2 産業廃棄物や農業副産物などの再資源化の推進

本町では、家庭からごみを出しやすい環境づくりや、ごみの削減、分別の啓発に取り組んできましたが、ごみの総量や再資源化率は、横ばい傾向が続いています。住民への啓発などの取組を行うと同時に、町全体の産業廃棄物や農業副産物などの再資源化の推進をします。

取組④-3 海洋ごみ削減の推進

本町は、海洋ごみの回収・発生抑制の実効性を高めるため、住民への啓発活動を推進してきました。「ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業」の実施自治体に選ばれたことから、その推進事業の支援を受け、内容をさらに充実させることで、海洋ごみ問題対策を進め、美しい海を守っていきます。

○基本方針4における各主体の役割

行政

- ・町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
- ・家庭や事業活動に伴うごみの排出削減や分別について普及啓発活動や、仕組みづくりを行います。
- ・廃プラスチックなどの廃棄物について、排出を抑制し、また、再生利用を推進します。
- ・町内で発生する一般廃棄物のバイオマス発電の原料としての利用を検討します。

事業者

- ・事業活動に伴うごみの排出削減や分別に努めます。
- ・プラスチック容器包装のリデュース及び廃プラスチックのリサイクルを促進します。

住民

- ・町の啓発活動に積極的に参加します。
- ・家庭からのごみの排出削減や分別に努めます。

○基本方針4における進捗評価指標

表 1-6 基本方針4における進捗評価指標

項目	現在 (2024 年度時点)	2030 年度
食品廃棄物のバイオマス発電利用	未実施	実施

事例⑤

バイオガス発電*による廃棄物の資源化

産業廃棄物は製品の生産に伴って発生しますが、適切な処理には費用負担の重さが課題となっています。

とある市の選果場では、年間 1,500t 以上の農業残さが発生し、多額の費用を支払って、外部処理を行ってきましたが、そこへバイオガス発電システムを導入することで、メタン発酵*による自家処理が可能となりました。

外部処理からメタン発酵による資源化に切り替えたことで売電収入が生まれ、その一部をガス代として分配を受け、バイオガス発電プラントの設備利用料に充当できます。



出典：環境省「地域主導の再エネ・地域脱炭素に関する取組事例集」

図 1-6 選果場付属のバイオガス発電プラント

3. ロードマップ

方針ごとに以下に示すロードマップにしたがって、施策を実施します。

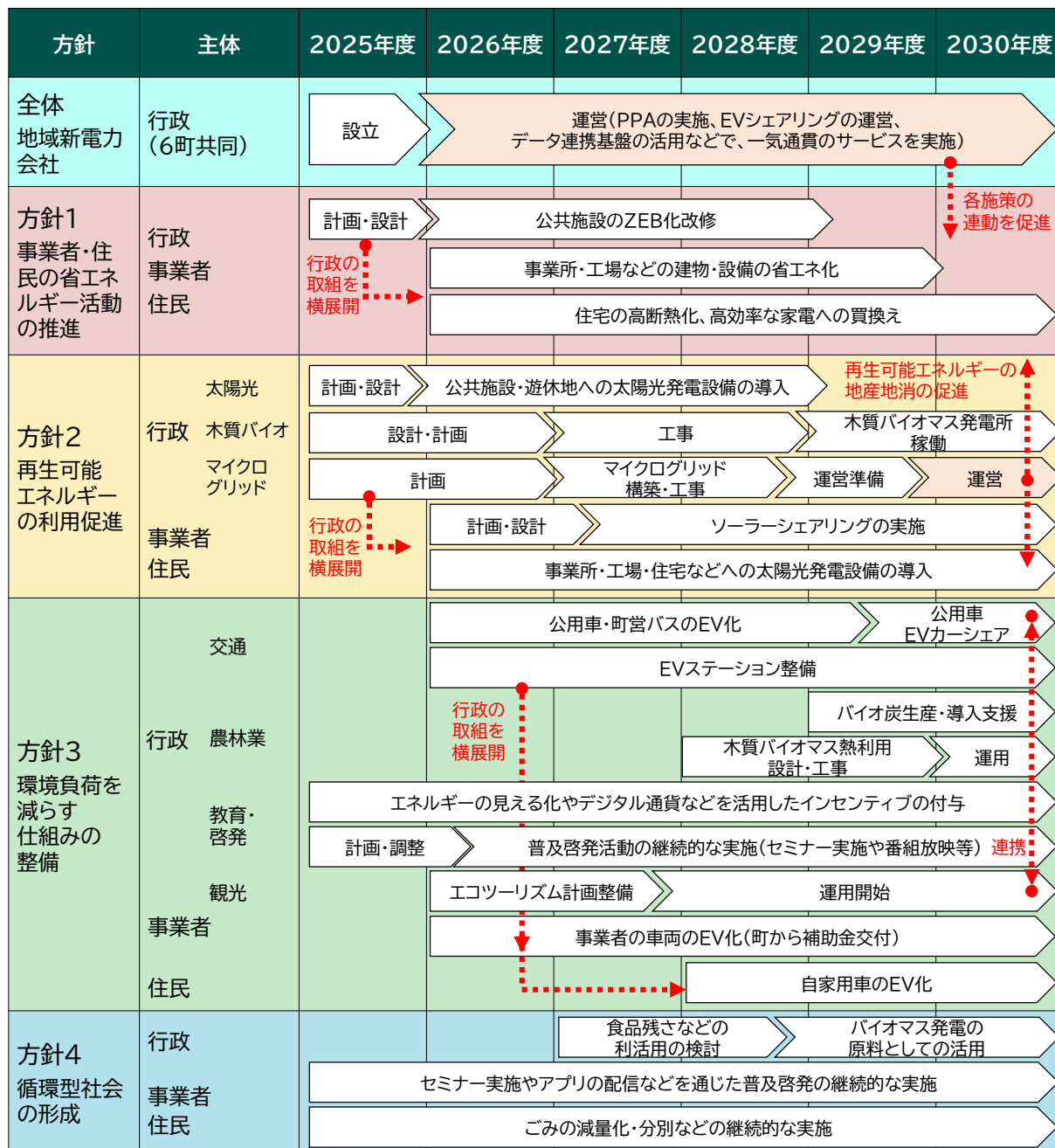


図 1-7 方針別ロードマップ

4. 脱炭素先行地域における取組

(1) 脱炭素先行地域

本町は、多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町の6町合同で、2024年9月に脱炭素先行地域に選定されました。脱炭素先行地域とは、2030年度までに業務その他部門及び家庭部門の電気の使用に係る温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するエリアのことです。

度会町、多気町の2自治体が脱炭素先行地域としてけん引し、6町連携で再生可能エネルギー電力の小売、PPAやZEB改修、地域新電力会社*の設立などの脱炭素事業を推進することで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。



図 1-8 脱炭素先行地域の位置

(2) 脱炭素化に関する主な取組

1) 6町で地域新電力会社を設立

6町と民間企業で連携し、地域新電力会社を設立します。まずは第一歩として、度会町・多気町の2町で先進的に電気小売、PPAを実施することで、そこで得られた知見・ノウハウや体制を6町で展開し、効率的に6町全域での脱炭素を推進します。

度会町中心エリアでは、木質バイオマス発電と太陽光発電を導入し、6町で連携して間伐材や未利用材、食品残さを供給する発電事業を実施します。地域の未利用資源の活用を図るほか、木質バイオマスに関するサプライチェーンの構築により地域の雇用の創出や廃棄物輸送コストの低減などに貢献します。

町有地である遊休地を発電用地として約400kWの発電を行う計画であり、必要な材は4,000t/年と想定しています。

発電した電力は、地域内の需要家に相対契約で供給し、不足する分は度会町内にあるコスモエコパワーの風力発電(FIT*電源)のトラッキング付き非化石証書*を活用した電力を供給することで、先行地域内の実質ゼロを実現します。

2) マイクログリッドの構築

電力システムを活用したマイクログリッドを構築し、エリア内の戸建住宅や民間、公共施設に供給します。マイクログリッドは平常時には再生可能エネルギーを効率よく利用し、非常時には送配電ネットワークから独立し、エリア内でエネルギーの自給自足を行うことができるため、町の防災力の強化につながります。

3) 太陽光発電の導入

【戸建住宅】

棚橋地区・大野木地区及びその周辺の674戸のうち、戸建住宅167戸(エリアの約25%相当)への太陽光発電設備の導入を予定しています。町独自の新たな補助制度を設けることで、所有者による太陽光発電の設置を加速化することに加え、PPAも活用した設備導入を促し、167戸以上への導入を推進します。

【オフィスビル・商業施設】

対象エリアにあるオフィスビル・商業施設のうち6施設に太陽光発電設備導入を予定しています。戸建向け同様に、町独自の新たな補助制度を設けることで、所有者による太陽光発電の設置を加速化することに加え、PPAも活用した設備導入を促し太陽光導入を推進します。

【公共施設】

対象エリアにある町所有の公共施設5施設と、町保有以外の公共施設4施設への導入を予定しています。

【遊休地】

対象エリアにある民有地の遊休地へ、野立ての太陽光発電設備を2か所設置する予定です。発電された電気は新設する地域新電力会社*により相対契約で地域内に供給します。

4) 茶畑へのソーラーシェアリング導入

先行地域内にある茶畑へのソーラーシェアリングを導入します。従来、寒冷紗(日射を抑制する黒い覆い)を被せ、日光を遮る栽培方法を用いることで、渋みを抑えた甘みのあるお茶を作っています。さらに、太陽光パネルが降霜を防ぐ効果もあり、太陽光パネルの影がお茶にとって好影響をもたらすことが期待できます。

5) EVの導入

公用車20台、公共交通6台、生ごみ収集車1台をEV化し、EV充電ステーション4拠点を設置します。また、週末は公用車をカーシェアリング*として活用し、広域観光周遊の促進を目的としたEVシェアリングを実施します。

第6章

本町の事務・事業に関する 地球温暖化対策(事務事業編)

- 1.対象とする範囲……………52
- 2.温室効果ガス排出量などの現状……53
- 3.基本方針と目標……………54
- 4.目標達成に向けた取組……………56

1. 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、本町が行う事務・事業とし、その対象とする施設は以下の 36 施設です。

表 1-1 対象とする施設

施設分類	施設
町民文化系施設 (5 施設)	中央公民館及び度会町民体育館、麻加江生活改善センター、中之郷生活改善センター、一之瀬公民館、協業センター
スポーツ・レクリエーション系施設 (5 施設)	中川体育館、度会町民体育館、小川郷体育館、一之瀬体育館、中川第2グラウンド
学校教育系施設 (3 施設)	度会小学校、度会中学校、学校給食センター
子育て支援施設 (4 施設)	棚橋保育所、長原保育所、中之郷保育所、地域交流センター及び児童館
保健・福祉施設 (3 施設)	介護啓発センター、地域福祉センター、地域福祉センター一之瀬支所
行政系施設 (2 施設)	度会町役場、伊勢市消防署度会出張所
公園施設 (2 施設)	ふれあい広場栗山、宮リバー度会パーク
供給処理施設 (1 施設)	度会町美化センター
その他 (3 施設)	(旧)中川小学校、(旧)小川郷小学校、(旧)一之瀬小学校
上下水道施設 (8 施設)	注連指浄水場、長原浄水場、棚橋浄水場、棚橋水源地(機械室)、川上浄水場、葛原配水池、下久具配水池、(旧)大野木浄水場

2. 温室効果ガス排出量の現状

2023年度の温室効果ガス排出量は886,686kg-CO₂であり、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量と比較して▲176,991kg-CO₂(▲17%)となりました。

いずれの年度も、電気の使用による温室効果ガス排出量が最も大きく、次いでガソリンの使用、軽油の使用による温室効果ガス排出量となっています。

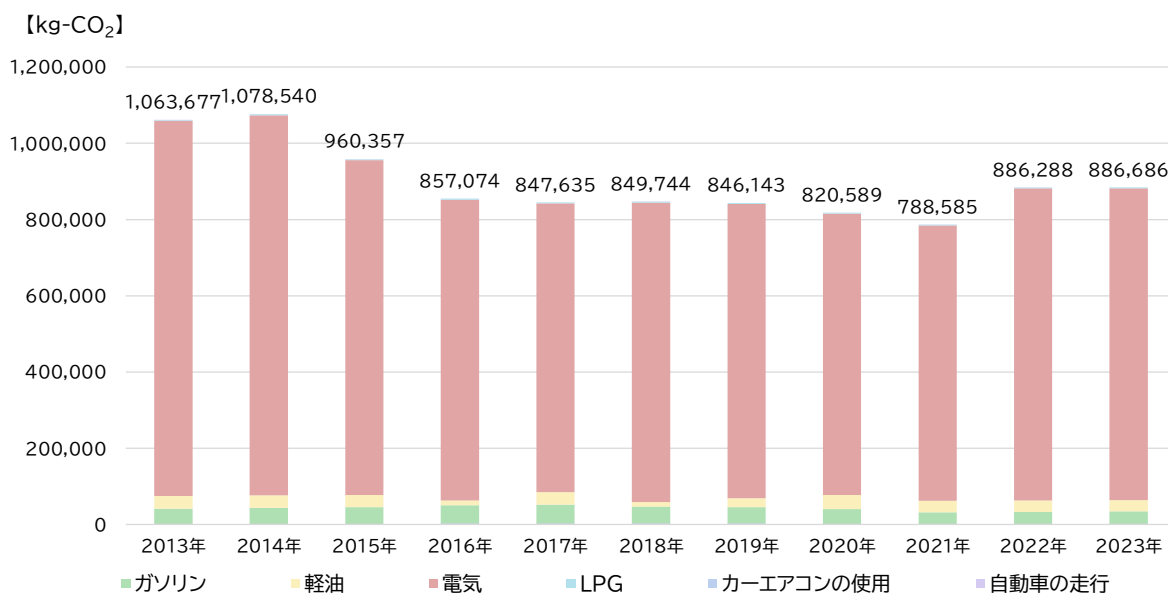


図 1-1 事務・事業における温室効果ガス排出量の推移

表 1-2 事務・事業における温室効果ガス排出量の推移

	【kg-CO ₂ 】										
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
ガソリン	41,644	44,432	45,862	51,204	52,049	47,537	45,274	40,706	32,216	32,579	35,030
軽油	33,229	32,522	31,749	12,403	32,506	12,156	23,901	36,669	29,832	31,240	29,066
電気	983,710	996,756	877,928	787,831	757,243	784,467	771,697	738,224	721,862	817,593	817,593
LPG	2,453	2,310	2,312	2,503	2,645	2,493	2,256	2,195	2,234	2,255	2,331
カーエアコンの使用	515	529	529	529	543	529	529	586	558	529	572
自動車の走行	2,127	1,991	1,976	2,604	2,649	2,562	2,486	2,208	1,884	2,092	2,094
合計	1,063,677	1,078,540	960,357	857,074	847,635	849,744	846,143	820,589	788,585	886,288	886,686

3. 基本方針と目標

(1) 基本方針

1 率先した省エネルギー化の推進

本町の事務・事業において、今後、温室効果ガスの排出量を削減していくためには、省エネルギーの推進は必要不可欠です。温室効果ガスの排出状況を踏まえると、特に温室効果ガス排出量の割合が高い電気、ガソリン及び軽油の使用量を削減していく必要があります。

設備更新時には、省エネルギー性能の高い製品を積極的に採用するほか、ランニングコストの削減により投資回収が図れる設備に関しては、民間の資金やノウハウなどを活用した実施方策についても検討し、積極的な設備更新を図ります。

2 再生可能エネルギーの積極的な導入

国の「地球温暖化対策計画」では、省エネルギーの推進のほか、再生可能エネルギーの導入拡大や有効活用が温室効果ガス削減に向けた取組などとして位置付けられています。

省エネルギーの推進と併せて、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。民間の資金やノウハウの活用などによる再生可能エネルギー発電設備の導入や、再生可能エネルギー由来の電力の購入などを積極的に推進していきます。

3 環境配慮に関する意識の醸成

温室効果ガス排出量を削減していくためには、日常的な取組による削減も重要となります。

本計画の推進体制、進捗管理方法などを基に、役割分担を明確にすることで、職員の意識向上を図るとともに、取組内容の定期的な評価・改善などを行い、より実効的な計画の推進を図ります。

(2) 削減目標

温対法に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制などのため実行すべき措置について定める計画」で示される目標(2013 年度比で 50%削減)に準じ、2030 年度までの温室効果ガス排出量削減目標を「2013 年度比で 50%削減すること」とします。

表 1-3 温室効果ガス排出量の削減目標

項目		温室効果ガス排出量
2013 年度	基準年度 実績排出量	1,063,677kg-CO ₂ /年
2023 年度	最新年度 実績排出量	886,686kg-CO ₂ /年
2030 年度	目標排出量 (2013 年度比で 50%削減)	531,839kg-CO ₂ /年
2030 年度－2023 年度	目標達成のために必要な 排出削減量	354,847kg-CO ₂ ※

※端数処理により、小計の差と一致しない。

2023 年度の温室効果ガス排出量は、2013 年度と比較して既に 17%削減されています。したがって、本計画では、2024 年度から 2030 年度に向けて削減する温室効果ガス排出量 354,847kg-CO₂ の削減目標の内訳を、表 1-4 のとおり定めるものとします。

表 1-4 温室効果ガス排出量削減目標の内訳

削減方針・対策	削減量 (kg-CO ₂)	削減量の内訳
方針1:率先した省エネルギー化の推進		
1－①省エネルギー設備への更新	96,355	27.2%
1－②公用車や町営バスの EV 化	26,700	7.5%
小計	123,055	34.7%
方針2:再生可能エネルギーの積極的な導入		
2－①公共施設への太陽光発電設備の導入	109,074	30.7%
2－②再生可能エネルギー由来電力の購入	122,719	34.6%
小計	231,793	65.3%
合計	354,847	100%

4. 目標達成に向けた取組

2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、分野別または複数分野において共通する項目として、次のような取組を推進します。

表 1-5 2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組

項目	内 容
分野にまたがる取組	・施設管理や導入されている設備などの施設情報に係る情報の整備を行います。 ・職員への意識啓発などの取組を実施します。 ・電力のグリーン購入*や環境配慮契約を積極的に推進します。 ・2030 年度までには公共施設に供給する電力のうち 60%以上が再生可能エネルギー由来電力となるよう、契約する電力会社やプランを見直します。 ・テレワークの推進や WEB 会議システムの活用などにより、職員のライフワークバランスの確保を推進します。 ・施設の整備・管理運営を担っている民間事業者などに対して直接温室効果ガスの排出量削減などの取組を講ずることを要請します。
建築物	・2030 年度までに公共施設のうち設置可能な施設の屋根などの 50%以上に太陽光発電設備を導入することを目指します。 ・今後公共施設を新しく建築する場合は、原則 ZEB Oriented*相当以上とし、2030 年度までには新築の公共施設は平均で ZEB Ready*相当とします。 ・2030 年度までにすべての照明が LED 照明となるよう更新を推進するほか、照明以外の設備についても、省エネルギー性能の高い設備に更新します。 ・BEMS*の導入などにより、エネルギーの見える化を推進します。
公有地	・公有地について、太陽光発電設備などの設置可能性を検討するほか、積極的な活用を推進します。
公用車	・2030 年度までに、代替可能なすべての公用車を、燃料電池自動車(FCV)*、電気自動車(EV)、ハイブリッド車などに更新します。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしないなどを意識し、エコドライブを推進します。 ・燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、ハイブリッド車などには、再生可能エネルギー由来の電力供給などにより、排出量削減に資する電源や燃料を使用します。
一般廃棄物	・4R の推進によるごみ焼却量の減少や、廃プラスチック類の分別・リサイクルを推進します。
水道事業	・省エネルギー設備の導入や、設備運転の効率化・適正化を図ります。 ・水道施設への再生可能エネルギーの導入を検討します。 ・雨水の利用促進や漏水対策を推進します。
公営交通	・町営バスを燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、ハイブリッド車などに更新することを検討します。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしないなどを意識し、エコドライブを推進します。 ・燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、ハイブリッド車などには、再生可能エネルギー由来の電力供給などにより、排出量削減に資する電源や燃料を使用します。

第7章

計画の推進体制と進行管理

- 1.推進体制・・・・・・・・・・・・・・58
- 2.進行管理・・・・・・・・・・・・・・58

1. 推進体制

本計画の目標を達成するためには、行政内のみならず町全体、そして国・三重県・近隣自治体との連携が必要不可欠です。各方面との意見交換や共同した施策の検討・運営により、計画を効果的に推進します。

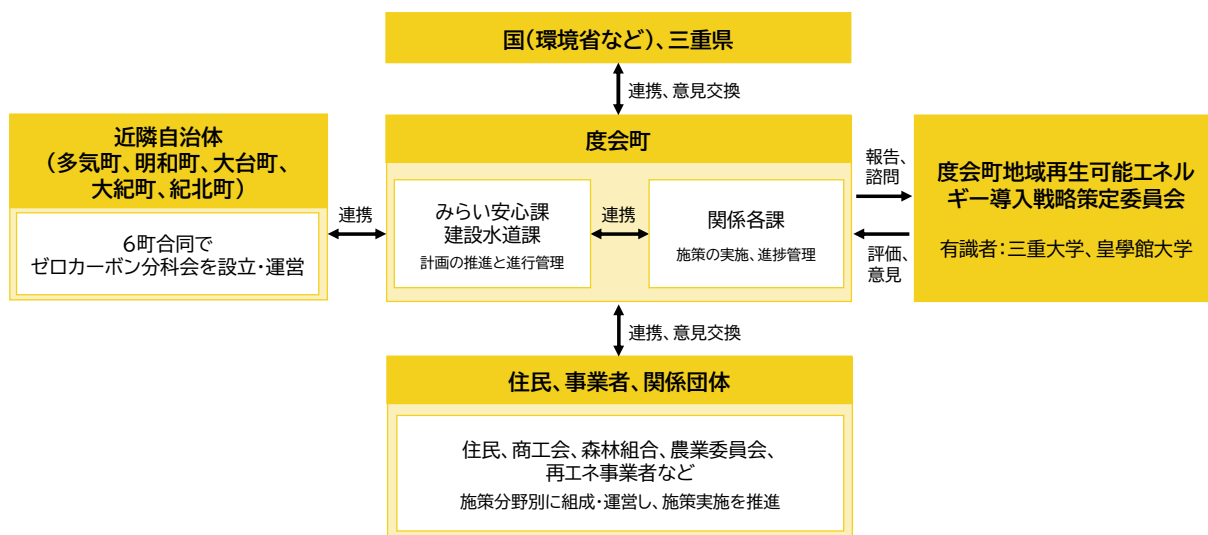


図 1-1 計画の推進体制

また、事務事業編における温室効果ガスの排出量については、各施設を管理する担当課が、エネルギー使用量をみらい安心課及び建設水道課へ月 1 回報告します。さらに、直近年度の温室効果ガス排出量を年 1 回ホームページで公表します。

2. 進行管理

本計画の実施及び進捗管理は、関係各課との連携のもと、PDCA サイクルに基づく点検・見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。



図 1-2 計画の進行管理

用語集

英数字	
BEMS(ベムス)	Building and Energy Management System の略。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。IT を利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもの。
COOL CHOICE (クールチョイス)	「2030 年度の温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で26%削減する」という目標達成のために、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。脱炭素社会づくりに貢献する製品の買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択などが挙げられる。
DX(ディーエックス)	デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を活用して生活やビジネスを変革すること。
EMS(イーエムエス)	Energy Management System の略。工場やビルなどの施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するシステムのこと。
EV 充電ステーション	電気自動車やプラグインハイブリッド車が充電できる EV 充電スタンドが設置されている場所のこと。
FIT(フィット)	Feed-in Tariffs の略。固定価格買取制度とも呼ばれ、電気事業者に対し、再生可能エネルギーにより発電された電力について規定の価格(固定価格)で買い取ることを義務付ける制度。固定価格での買取により導入者の投資回収を予測しやすくし、再生可能エネルギーへの投資を加速させることを目的としている。
PPA (ピーピーイー)	Power Purchase Agreement の略。施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有・管理を行う会社(PPA 事業者)が設置した太陽光発電設備で発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組みのこと。
RE100(アールイーひゃく)	事業者などが自らの事業に使用する電力を太陽光発電などによる再生可能エネルギー100%で賄うことを目指す国際的な取組のことをいう。この取組には、世界や日本の企業が参加している。
SDGs(エスディーージーズ)	Sustainable Development Goals の略。2015 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、世界共通の持続可能な開発目標として 17 の目標が掲げられている。
ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。人の活動により、エネルギー消費量を完全にゼロにすることは不可能だが、省エネで使うエネルギーを減らし、創エネで使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(=ネット)ゼロにすることが可能。

ZEH(ゼッチ)	Net Zero Energy House の略。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。具体的には、外壁や屋根などの断熱性能の大幅な向上や高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現することが求められる。
ZEB Oriented (ゼブ オリエンテッド)	ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物。
ZEB Ready (ゼブ レディー)	ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。
ア行	
ウォームビズ	冬期の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を20℃(目安)にし、温かい服装を着用することで快適に過ごすライフスタイルのこと。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化などといった地域固有の魅力を、地域ぐるみで観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組みのこと。
エシカル	「安くて良いモノ」や「自分にとってどれくらい得か」といった基準だけで選ばず、より広い視野で、「人や社会、地域、環境などに優しいモノ」を購入する消費行動やライフスタイルのこと。
カ行	
カーシェアリング	シェアリング登録する会員間で車を貸し借りするサービスのこと。レンタカーと比較して短時間・短距離でも低コストで利用できるサービスが多いことから、普段使いでの利用のハードルが低いという特徴がある。
クールビズ	地球温暖化対策の一環として、室温設定28℃を目安に過度な冷房に頼らず、様々な工夫をして暑い日を快適に過ごすライフスタイルのこと。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。
サ行	
スマートメーター	電力使用量をリアルタイムで計測し、自動でデジタルデータを送信できる次世代型の電力計のこと。
ゼロカーボンシティ宣言	首長または地方自治体が表明する、2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指すもの。2024年12月末時点で国内の1,127自治体が表明している。
ソーラーシェアリング	営農型太陽光発電のことで、農地に支柱などを立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組・技術を指す。作物の販売収入に加え、売電収入や発電電力の自家消費により、農業生産者の収入拡大による農業経営の規模拡大や6次産業化の推進が期待されている。

タ行	
脱炭素先行地域	2030 年度までに、家庭や事業所などの電力消費に伴う CO ₂ 排出の実質ゼロ実現を目指す地域。環境省が 2021 年度より募集を開始しており、最終的に全国で少なくとも 100 か所を選ぶ方針が示されている。 脱炭素先行地域に選定されると、国から脱炭素に関連する施策に充当できる交付金の交付や専門員の派遣などが受けられる。
地域新電力会社	地方自治体の戦略的な参画・関与のもとで電力の販売を実施し、得られた収益を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。
電気自動車(EV)	Electric Vehicle の略で、電気自動車のこと。
ナ行	
燃料電池自動車(FCV)	燃料電池を利用した自動車のこと。燃料電池には水素のほかメタノール、エタノールなども使用できるが、現在市販されている FC やこれから市販予定の FCV のほとんどが水素を燃料にしている。
ハ行	
バイオガス発電	食品廃棄物や汚泥、家畜糞尿などの湿分の高い原料から、メタン発酵によりバイオガス(ガス組成:メタンガス約 60%、二酸化炭素約 40%)を発生させて、そのバイオガスを燃料に使用している発電のこと。
バイオ炭	生物資源を材料とした、生物の活性化及び環境の改善に効果のある炭化物のこと。
非化石証書	非化石電源により発電された電気について、非化石価値を分離し、証書にしたもの。非化石電源には、再生可能エネルギー、原子力がある。
マ行	
マイクログリッド	大規模発電所の電力供給に頼らず、コミュニティでエネルギー供給源と消費施設を持ち地産地消を目指す、小規模なエネルギーネットワークのこと。 エネルギー供給源には、分散型電源である太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などが利用される。
メタン発酵	酸素のない環境でメタン菌と呼ばれる嫌気性微生物が有機物を分解し、可燃性ガスであるメタンを生み出すこと。この仕組みを用いることで、下水汚泥や家畜、動物の糞尿、食品廃棄物からエネルギーをつくることができる。
ラ行	
レジリエンス	防災分野や環境分野で、想定外の事態に対し、社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さのこと。

**度会町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編・区域施策編)**

2025 年度～ 2030 年度

三重県度会郡度会町 みらい安心課

〒516-2103

三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1

TEL : 0596-62-2423 FAX : 0596-62-1647